

令和3年度  
第8回 定時社員総会



日時：令和3年6月27日（日）14：00～

場所：東京都台東区西浅草 全麺協研修センター

一般社団法人 全麺協



# 一般社団法人 全麺協 第8回定時社員総会

## 次 第

開 会

理事長挨拶

表 彰 SOBA MEISTER 認証

議長選出

議 事

第1号議案 令和2年度(一社)全麺協事業報告(案) . . . . . 1

第2号議案 令和2年度(一社)全麺協決算報告(案)・監査報告 . . . . . 10

第3号議案 令和3年度(一社)全麺協事業計画(案) . . . . . 20

第4号議案 令和3年度(一社)全麺協予算(案) . . . . . 30

第5号議案 その他

議事終了

閉 会

添付資料

1. 5支部認定会風景 . . . . . 32

2. 令和2年度 SOBA MEISTER 認証者名簿 . . . . . 33

3. 一般社団法人 全麺協 定款 . . . . . 34

4. そば道段位認定制度規程 . . . . . 41

5. 全麺協研修センター使用状況 . . . . . 61

6. 会員名簿 . . . . . 62

7. 全麺協 組織図、(一社)全麺協令和3年度所掌事務分担 . . . . . 67

8. 本部、支部事務局住所 . . . . . 69

# 第1号議案 令和2年度(一社)全麵協事業報告(案)

## I 会議関係

### ○ 総会

第7回定時社員総会

令和2年6月21日(日) 東京都台東区 全麵協研修センター

### ○ 理事会

第1回

日時: 令和2年6月21日(日) 14時～

場所: 全麵協 研修センター

役員改選に伴う理事長互選

第2回

日時: 令和2年7月16日(木) 14時～16時

場所: 本部をキー局にしてのZoomによるWeb会議

報告事項

#### (1) 事務局

- ① 入退会報告
- ② 財務経過報告  
会費納入支援金執行
- ③ 国の助成金申請について
- ④ 役員登記について
- ⑤ 専門チーム「アマチュアの定義分科会」のまとめ

#### (2) 広報渉外部

- ① 全麵協通信1号、その他

議 題

#### (1) 広報渉外部

- ① 全麵協通信2号
- ② 会報10号
- ③ 役員紹介 顔写真と抱負

#### (2) 段位認定部

- ① そば道段位認定会開催ガイドラインについて

#### (3) 指導普及部

- ① 支部公認指導員運用要領

#### (4) 総務部

- ① 役員互助会について

#### (5) 研修センター事業

- ① 四段位技術向上(四段位)講座
- ② オンライン講座の実施案について



(6) その他

- ① 専門チームの今後の予定

第3回

日 時：令和2年8月28日(金) 14時～16時

場 所：本部をキー局にしての Zoom による Web 会議

報告事項

(1) 事務局

- ① 入退会報告  
② 教本再版について、改定の主旨、内容の検討  
③ 国の政策に対する助成金申請  
④ そば道段位認定制度規程の改正作業  
⑤ 研修センター事業

議 題

- (1) 全麵協本部技術向上（四段位）講座の継続開催について  
(2) 全麵協そば道段位認定会開催ガイドライン見直しについて  
(3) 会員への各種情報発信について  
(4) その他

第4回

日 時：令和2年11月10日(金) 19時～21時

場 所：本部をキー局にしての Zoom による Web 会議

報告事項

(1) 事務局

- ① 入退会報告  
(2) 広報渉外部活動報告  
① 本部・支部広報担当者連絡会  
② 「全麵協会報10号」の編集・発行  
③ Facebook「そば仲間」の運営状況

議 題

(1) 事務局

- ① 古物商免許申請完了  
② そば道段位認定制度規程の改定  
③ コロナ下での段位認定審査会の課題と対応策

(2) 広報渉外部

- ① 「極楽そば音頭」の紹介  
② 「情報共有」の強化方法について  
③ リモート「一斉そば打ち」の実施について

(3) 個人会員、特別個人会員の規程 加藤副理事長

- ① NPO そばネットジャパンの現状とその対応について

(4) 段位認定部

地方審査員任用講習会受講希望調査について

(5) 指導普及部

令和2年度事業進捗状況、次年度事業計画について

(6) その他

第5回

日時：令和2年12月10日(木)19時～21時

場所：本部をキー局にしてのZoomによるWeb会議

報告事項

(1) 事務局

- ① 入退会報告
- ② 「そば道」商標登録完了(11月25日)
- ③ 会計中間報告

国の政策による家賃補助申請

議題

(1) 事務局

- ① そば道段位認定制度規程の改定・・・口頭
- ② 個人会員並びに特別個人会員に関する規程改正案
- ③ 教本買い取り部数について

(2) 段位認定部

令和2年度後半・令和3年度段位認定関係事業計画(案)

令和2年度 地方審査員任用講習会実施 カリキュラム(案)

(3) 指導普及部

(4) 地域振興部

次年度活動方針(案)

(5) その他

類似組織から当法人理事長及び会員に対する疑義、提言について

第6回

日時：令和3年3月11日(木)19時～21時

場所：本部をキー局にしてのZoomによるWeb会議

報告事項

(1) 事務局

- ① 入退会報告

(2) 段位認定部

- ① そば道段位認定制度規程概要
- ② 単位取得表の改定
- ③ 令和2年度地方審査員任用講習会実施状況
- ④ 令和3年度四段位、五段位認定講習会申込、四段位事前審査、五段位一次審査申込報告

(3) 指導普及部

指定指導員の任用

(4) 監事

令和2年度各部事業進捗状況について  
議題

(1) 事務局

①令和3年度事業計画の各理事からの意向調査結果

②令和3年度予算案

(2) 地域振興部 赤羽地域振興部長

令和3年度【全国地域交流フォーラム(仮称)】開催要項(案)について

(3) 段位認定部 土屋段位認定部長

全国審査員新規任用について

(4) 加藤副理事長

定款の一部改正について

(5) その他

○ その他会議

支部長会議 日時：令和2年7月2日(木) 午後7時～午後9時

ZoomによるWeb会議

支部連絡会 日時：令和2年12月2日(水) 午後7時～午後9時

ZoomによるWeb会議

部長会議 日時：令和3年1月28日(木) 午後7時～午後9時

ZoomによるWeb会議

○ 専門チーム会議 ZoomによるWeb会議

日時：令和2年5月28日(木) 午後7時～午後9時

日時：令和2年6月4日(木) 午後7時～午後9時

日時：令和2年6月5日(金) 午後7時～午後9時

日時：令和2年6月11日(木) 午後7時～午後9時

日時：令和2年6月15日(月) 午後7時～午後9時

日時：令和2年6月22日(月) 午後7時～午後9時

日時：令和2年6月25日(木) 午後7時～午後9時

日時：令和2年7月9日(木) 午後7時～午後9時

日時：令和2年7月29日(水) 午後7時～午後9時

日時：令和2年8月27日(木) 午後7時～午後9時

## II 総括

昨年度の総会の事業報告でも2月3月の新型コロナウイルスのまん延を受けて年度末の各種事業が延期・中止を余儀なくされた事情を説明した。程なくこの問題は解決し、元の状態が戻ると信じていたが、年度総会の準備をしているこの時期に首都圏とその他主要都市は緊急事態宣言、まん延防止重点措置を相次ぎ発動され状況は一層混迷を深めている。

しかし、このことで全麺協の令和2年度事業報告が実りのないものになったことの免罪符にしようとは考えてはいない。できないながらもコロナ禍における段認定事業推進のための自主的ガイドラインを定め自ら律して事に当たったことは大いに評価できる。そのために手足を縛られたという声も聞いたが組織としての良心を発露することができた。

コロナ禍は悪いことばかりではない。全麺協会員それぞれの立場で自分たちを見直すよい機会になった。いろいろ問題点が浮かび上がり、それに立ち向かう努力が窺われた。

今年度の総会は昨年と同様に変則総会となってしまった。この総会資料はそれぞれの部門、担当が責任を持って作成したものであるが、皆さま方の積極的な議論と検討をお願いしたい。

## III 各部報告

### 【事務局】

#### 『総務担当』

1. 総会、理事会の適正な管理と執行
2. 全麺協中期計画  
新型コロナウイルス感染拡大のため実践は難しかった。
3. 各支部との連携強化
  - ① 会費徴収手数料の適正な査定と交付、今年度は1回交付
  - ② 各支部そば大学の指導と助成 新型コロナウイルス感染拡大のため中止
  - ③ 新規発足の東日本、首都圏支部の支援強化
4. 「エルダーそば打ち発表会」の開催  
新型コロナウイルス感染拡大のため中止
5. 「第14回海外そば視察・交流」事業の企画と実行  
新型コロナウイルス感染拡大のため中止
6. ZEN 麺ライセンス規約の適正な運用管理
7. 全麺協事務局においてそば粉及びそば打ち道具の斡旋販売のシステム構築  
全麺協ホームページにアップロードを準備中
8. 全麺協活動貢献会員、団体に対しての表彰  
該当者、該当団体はなし

#### 『経理担当』

1. 適正な予算執行と管理
2. 予算書作成と経理状況把握、理事会への報告

## 『データ担当』

### 1. 段位認定登録者名簿の適正管理

- ・ 正確な段位認定登録者と最新データの管理
- ・ 会費納入規程に基づく納入基準額納入者との整合性点検と確認徹底
- ・ 個人情報の管理徹底

## 【広報渉外部】

コロナ禍は会員同士が直接会うことに制限を受けるため、活動に支障が出るだけでなく情報量が極端に少なくなる。そのため、広報渉外部は「会員の目と耳になる」ことを掲げて支部の広報担当者と Web 会議を重ね、幾つかの新しい広報活動に取り組んだ。

### 1. 情報発信ツールによる情報配信と交流の推進

- ① 全麵協および支部の活動をホームページに掲載した。
- ② 「全麵協会報・10号」を発行して直接個人会員に郵送で届け、定時総会報告、全麵協の基本方針、重点方策、ガイドライン概要解説、支部の紹介等を掲載した。
- ③ 「コロナ禍」の中、会員に全麵協本部の情報を伝える「全麵協通信」を創刊した。1号・定時社員総会開催報告 2号・ガイドラインの説明 3号・段位認定会初開催等
- ④ FaceBook「そば仲間」を開設し、情報提供とネット上における会員交流を図った。
- ⑤ 全麵協通信を改訂し、ニュースフラッシュ4号として発行した。

### 2. 支部・広報担当者との連携強化

本部・支部の広報担当者は4月からメールによる交信を開始し、5月17日からほぼ毎月にあわせて Web 会議を開催した。その結果、「全麵協会報」や「全麵協通信」に支部の情報を掲載することが出来た。さらに、「LINE グループ」を組むことによって、互いの情報を常に交信し共有し合えるようにした。

### 3. 関連団体との連携維持

社会教育団体振興協議会および日本青年団協議会とはメール、電話によって近況報告などを行って連携関係を継続維持した。

### 4. 会員からの投稿および提案の受け入れ

全麵協会報に「読者のページ」を設け、積極的に会員からの投稿を募った。「全麵協会報・10号」に会員からの投稿を掲載するとともに、コロナ禍における2会員の取組みを紹介することができた。また、会員が作詞した「極楽そば音頭」の投稿があり、第4回理事会(11月10日)に紹介した。

## 【地域振興部】

### 【本部としての事業】

令和2年度は、全麵協が5支部体制に改編されたことによる新たな展開を試みたが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、全ての事業が中止となった。

## 【各支部での事業】

以下に、支部主催および正会員団体主催によって実施された事業を列記する。

### <北海道支部>

特になし

### <東日本支部>

① 宮城そばサミット in 秋保（2年12月6日）：宮城手打ちそば研究会主催

### <首都圏支部>

① ソバ生産農家の育成に関わる取り組み（通年）：いばらき蕎麦の会主催

### <中日本支部>

① 地域のそば祭りへの出店（2年11月・2件）：NPO 法人信州そばアカデミー

② 地域のそば祭りへの出店（2年10月）：信州そば道場

③ そば打ち体験会（通年）：ネバーランドそば打ち研究会主催

### <西日本支部>

① そば道にもとづく活動の先駆地域での会員増強活動の支援（2年9月22日）：和泉蕎麦倶楽部

② そば道にもとづく活動の先駆地域での会員増強活動の支援（2年10月4日）：そばうちくらぶわくわく

## 【段位認定部】

1 段位認定制度の発展に伴い、関係諸規程が複雑になっていたのをこれを統合して「そば道段位認定制度規程」に一本化した。これにより制度の趣旨を広く広報し、そば道段位認定制度の拡充を図った。

・令和2年4月1日「そば道段位認定制度規程」施行

(1) 全国審査員の活動分野の拡充

① 全国審査員の任用増強 14名 全国審査員46名

北海道支部：3名

東日本支部：3名

首都圏支部：2名

中日本支部：2名

西日本支部：4名

② 全国認定会における審査員としての活用

2 全国認定会の開催

(1) 五段位認定会

新型コロナウイルス感染拡大のため中止

(2) 四段位認定会

新型コロナウイルス感染拡大のため中止

(3) 支部認定会

・新型コロナウイルス感染防止対策用全麵協ガイドラインに沿って各支部にて開催

北海道支部 3ヶ所（内1ヶ所 令和元年度延期分）

東日本支部 1ヶ所

首都圏支部 2ヶ所（内1ヶ所 令和元年度延期分）

中日本支部 1ヶ所（令和元年度延期分）

西日本支部 2ヶ所

#### (4) 地域認定会の開催

各主催者の計画に基づき「全麵協ガイドライン」に沿って10月から全国各地で開催

北海道支部 2ヶ所

東日本支部 1ヶ所

首都圏支部 3ヶ所

中日本支部 1ヶ所

西日本支部 2ヶ所

#### (5) 四段位、五段位認定講習会の開催

・新型コロナウイルス感染拡大のため中止

### 3 段位認定会における均一、統一的で高度な技能審査能力の向上

#### (1) 全国審査員会議(研修会)の開催

・新型コロナウイルス感染拡大のため中止

#### (2) 地方審査員任用講習会の開催

・新型コロナウイルス拡散防止対策用全麵協ガイドラインに沿って各支部にて開催

##### 【北海道支部】

開催日時：令和3年2月7日（日）

開催場所：北海道北竜町公民館

受講者：17名

##### 【東日本支部】

開催日時：令和3年3月6日（土）

開催場所：宇都宮清原工業団地管理センター

受講者数：30名

##### 【首都圏支部】

開催日時：令和3年4月4日（土）

開催場所：ちば仕事プラザ

受講者数：34名

##### 【中日本支部】

開催日時：令和3年3月13日（土）

開催場所：福井市中小企業産業大学校

受講者数：21名

##### 【西日本支部】

開催日時：令和3年9月19日（日）予定

開催場所：姫路市市民会館

受講者数：31名

#### (3) 3年任期から5年任期変更に伴う任用更新手続き

全国審査員：5名

地方審査員：228名

(4) 地方審査員審査技術研修会の円滑な開催

① 各支部における開催と均一・統一的な解説の実施

【北海道支部】新型コロナウイルス感染拡大のため中止

【東日本支部】新型コロナウイルス感染拡大のため中止

【首都圏支部】新型コロナウイルス感染拡大のため中止

【中日本支部】新型コロナウイルス感染拡大のため中止

【西日本支部】新型コロナウイルス感染拡大のため中止

4 新型コロナ感染対策用「全麵協ガイドライン」認定会用と講習会・研修会用作成

・第2回理事会にて承認後下記的手段方法により全正会員に公表し、周知徹底を依頼

(1) 全麵協会報第10号に掲載

(2) 全麵協通信第3号に掲載

(3) ホームページに専用サイトを設け掲載

5. 支部段位認定部長との段位認定部会開催

本部・支部段位認定部長会を10月からほぼ2ヶ月に1回情報共有化（特に地方審査員任用講習会の開催）を目的にWeb会議を開催

第1回：令和2年10月12日

第2回：令和2年12月14日

第3回：令和3年3月1日

**【指導普及部】**

令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大のため事業執行はなかった。

**【研修センター運営部】**

令和2年度においては、従来の一般の方々を対象にした体験教室や会員の団体利用に供すると共に、新たに「全麵協本部技術向上（四段位）講座」を開講した。しかしながら、コロナウイルス感染拡大防止のための非常事態宣言が2回発令され、この期間についてはセンターの活動は中止した。

令和2年度の主な利用は、「全麵協本部技術向上（四段位）講座」が14回、教室の5回コースが4回、首都圏支部三段位技術講習会4回、三段位東京大会3回等であった。

また、6月21日に当センターを会場として令和2年度全麵協通常総会を行った。

詳細は、資料5「全麵協研修センター使用状況」のとおり



決 算 報 告 書

---

（第7期）

自 令和 2年 4月 1日  
至 令和 3年 3月 31日

一般社団法人 全麵協

## 貸借対照表

一般社団法人全麵協

令和 3年 3月31日 現在

単位：円

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	【 21,796,018 】	【流動負債】	【 21,574,383 】
現金・預金	21,374,718	短期借入金	7,910,829
売掛金	4,800	未払金	217,250
未収入金	416,500	未払法人税等	70,000
【固定資産】	【 2,187,706 】	前受金	12,720,000
(有形固定資産)	( 550,330 )	預り金	656,304
工具器具備品	550,330	<b>負債合計</b>	<b>21,574,383</b>
(投資その他の資産)	( 1,637,376 )		
敷金	1,637,376		
		純 資 産 の 部	
		【株主資本】	【 2,409,341 】
		資本金	0
		(利益剰余金)	( 2,409,341 )
		その他利益剰余金	2,409,341
		繰越利益剰余金	2,409,341
		<b>純資産合計</b>	<b>2,409,341</b>
<b>資産合計</b>	<b>23,983,724</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>23,983,724</b>

## 損益計算書（公益部門）

一般社団法人全麵協

自 令和 2年 4月 1日

至 令和 3年 3月31日

単位：円

科	目	金 額	
【 売 上 高 】  会 費 収 入  【 売 上 原 価 】  仕 入 高  【 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 】  【 営 業 外 収 益 】		17,186,000	17,186,000
			0
	売 上 総 利 益 金 額		17,186,000
			15,566,474
	営 業 利 益 金 額		1,619,526
			0
	経 常 利 益 金 額		1,619,526
	税 引 前 当 期 純 利 益 金 額		1,619,526
	法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		
	当 期 純 利 益 金 額		1,619,526

## 販売費及び一般管理費（公益部門）

一般社団法人全麵協

自 令和 2年 4月 1日

至 令和 3年 3月31日

単位：円

科 目	金 額
給 与 手 当	1,640,324
法 定 福 利 費	11,492
福 利 厚 生 費	2,864
外 注 費	971,649
旅 費 交 通 費	1,416,114
通 信 費	558,985
会 議 費	691,363
減 価 償 却 費	0
地 代 家 賃	3,205,614
リ ー ス 料	1,443,226
保 険 料	158,940
消 耗 品 費	187,263
租 税 公 課	458
事 務 用 品 費	251,022
支 払 手 数 料	266,516
諸 会 費	33,829
広 報 渉 外 部	1,921,781
総 務 ・ 地 域 振 興 部	1,639,912
段 位 認 定 部	929,769
段 位 普 及 部	225,670
直 轄 事 業 費	9,683
合 計	15,566,474

## 損益計算書（収益部門）

一般社団法人全麵協

自 令和 2年 4月 1日

至 令和 3年 3月31日

単位：円

科 目	金 額
【 売 上 高 】	
事業収入	762,520
そば打ち教室受講料	914,000
審査員認定料	3,395,000
段位認定料	6,005,000
助成金収入	3,853,168
【 売 上 原 価 】	
仕入高	902,236
売上総利益金額	14,027,452
【 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 】	
営業損失金額	△ 1,263,693
【 営 業 外 収 益 】	
受取利息	82
寄附金収入	1,020,000
雑収入	584,315
経常利益金額	340,704
税引前当期純利益金額	340,704
法人税、住民税及び事業税	571,900
当期純損失金額	△ 231,196

## 販売費及び一般管理費（収益部門）

一般社団法人全麵協

自 令和 2年 4月 1日

至 令和 3年 3月31日

単位：円

科 目	金 額
給 与 手 当	1,578,102
法 定 福 利 費	11,057
福 利 厚 生 費	2,756
外 注 費	934,792
旅 費 交 通 費	1,362,398
通 信 費	537,783
会 議 費	665,140
減 価 償 却 費	315,119
地 代 家 賃	3,084,016
リ ー ス 料	1,388,482
保 険 料	152,912
消 耗 品 費	180,161
租 税 公 課	442
事 務 用 品 費	241,501
支 払 手 数 料	256,410
諸 会 費	32,546
広 報 渉 外 部	1,848,885
総 務 ・ 地 域 振 興 部	1,577,708
段 位 認 定 部	894,506
段 位 普 及 部	217,112
直 轄 事 業 費	9,317
合 計	15,291,145

## 株主資本等変動計算書

一般社団法人全麵協（合算）

自 令和 2年 4月 1日

至 令和 3年 3月31日

単位：円

### 株主資本

資本金	当期首残高及び当期末残高	0
<hr/>		
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	当期首残高	1,021,011
	当期変動額    当期純利益	1,388,330
	当期末残高	2,409,341
<hr/>		
利益剰余金合計	当期首残高	1,021,011
	当期変動額	1,388,330
	当期末残高	2,409,341
<hr/>		
株主資本合計	当期首残高	1,021,011
	当期変動額	1,388,330
	当期末残高	2,409,341
<hr/>		
純資産合計	当期首残高	1,021,011
	当期変動額	1,388,330
	当期末残高	2,409,341
<hr/>		

# 個別注記表

一般社団法人全麵協（合算）

自 令和 2年 4月 1日

至 令和 3年 3月31日

この計算書類は、中小企業の会計に関する指針によって作成しています。

## 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法を採用しています。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

### 計算書類作成のための重要な事項

#### (1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

## 貸借対照表等に関する注記

### 減価償却累計額の金額

有形固定資産の減価償却累計額	1,029,622円
----------------	------------



# 納付税額一覽表

法人名：一般社団法人全麵協

事業年度：(自) 令和 2年 4月 1日

(至) 令和 3年 3月 31日

申告種類：確定

納税地：東京都千代田区神田神保町2-4麵業会館4階

資本金等：円

当期利益：△231,196 円

所得金額：△161,196 円

単位：円

税目	年税額	予定・中間納付等	申告納付額	見込納付額	差引納付額	来期予定納付額
法人税 ・ 道府県民税 ・ 事業税等	(所得税の額等) (欠損金繰戻し) 法人税	0		0		0
	(欠損金繰戻し) 地方法人税	0		0		0
	法人税割額 均等割額	70,000		70,000		
	道府県民税	70,000		70,000		70,000
	所得割額 付加価値割額 資本割額 収入割額					
	事業税					
	特別法人事業税					
	事業税及び 特別法人事業税					
	道府県民税及び 事業税等の計	70,000		70,000		70,000
	法人税割額 均等割額					
市町村民税						
	法人税・住民税 及び事業税等の計	70,000		70,000		70,000
消費税	消費税	391,500	716,400	△324,900		
	地方消費税	110,400	202,000	△91,600		
	消費税等	501,900	918,400	△416,500		△416,500
合計	571,900	918,400	△416,500 70,000		△416,500 70,000	

確定申告納付期限

: 令和 3年 5月 31日

## 令和2年度 監査報告書

### 1. 財務状況

令和3年5月10日提出された令和2年度決算報告書、帳票、関係書類を監査しましたところ、適正に執行されているものと認められましたことを報告します。

### 2. 業務執行状況

事業計画においては新型コロナウイルス感染拡大の為やむなく中止が相次ぎました。支部認定会については「新型コロナウイルス感染防止対策用全麵協ガイドライン」に沿い一部が開催されました。

### 3 内部管理体制の整備について

本会は平成26年5月法人化以満7年を経過しているが、内部管理体制の整備が喫緊の課題となっています。人員の適切な配置と事務の高度化、平準化を図り直面するリスクに対応する体制の整備をお願いします。

令和3年5月10日

監事 廣澤幸雄  
監事 大野和則



## 第3号議案 令和3年度(一社)全麵協事業計画(案)

### 令和3年度全麵協基本方針および重点方策(案)

#### 【はじめに】

令和2年度は、新型コロナウイルス情勢に翻弄された未曾有の年でした。令和3年度も、コロナの後遺症的な事象が残ることも予想されますが、その対応策について多くの人が学習してきており活動変容も定着して、ワクチンの接種もはじまります。このため、with コロナ、post コロナに適切に対処した事業を展開することが期待されます。また1年延期された東京オリンピック、パラリンピックの国家的一大行事が開催されることになっており、国内的には昨年度の疲弊した環境から一転して復活し活力を取り戻した社会、経済環境になることが見込まれております。全麵協にとっても昨年度、凍結していた事業も一挙に解凍され積極的に活気に満ちた事業展開を図っていくことが期待されます。

一方、これに合わせてコロナ禍で体験したオンライン講習、Zoom会議、リモート研修、テレワーク、SNSの活用等この時代にマッチした新基軸の手段、方法を組織運営の主要場面に積極的に取り入れていくことが学習効果として蓄積されました。さらに、新たに首都圏支部を設立し5支部体制に改編したことにより地域に密着したきめの細かな事業展開が図れる体制が整備され、本部と支部が連携した強固な組織として確立されました。

#### 【基本方針】

本年度は、そば道段位認定制度の完成度を一層高めることは勿論ですが、そば道の基本理念を踏襲するとともに会員の要望が強い楽しめるそば打ち事業を展開するなど一層魅力ある組織作りに努め、多くのそば愛好者を当法人の会員として加入を促進することで全麵協組織の増強を図ることとします。また、若手人材を育成すると共に、ITを積極的に活用し、情報の円滑な伝達と広報体制を確立し、より一層良い組織運営を目指します。

また、支部の活性化を図り、本部との連携を一段と緊密化させて組織一丸となって各種事業を積極的に推進することを基本方針とします。

ただし、コロナ情勢がどのように変遷していくのか明確に見通すことができないので、事業を推進するにあたっては全麵協ガイドラインを遵守し、その時点におけるコロナ状況を詳細に掌握して実行可能であるか否かを適確に判断し柔軟に対応することとします。そのため以下に掲げる重点方策はコロナ情勢による事業進捗ステップを4段階に設定した上で進めます。

#### 【重点方策】

##### ステップ1 コロナ感染の収束が見られない中でも最優先で取り組むべき事業

1. コロナ禍で学習したテレビ会議、オンライン講習、SNSの活用等の電子システムを積極的に導入し理事会、執行役員会、各支部との連絡会、各種会議等を頻繁に開催して、相互の意見交換や情報共有等を図る。また、オンラインによる全麵協相談コーナーを設置して役員が交代して相談・質問に対応して個人会員の意見を吸上げる風通しの良い組織運営を図る。(総務部・各支部)
2. そば道段位認定制度の完成度を高め、その魅力を広く発信してそば道段位認定へ挑戦する者の増大を図る活動を積極的に推進し、個人会員を7,000人にまでに増強する5か年計画を令和3年度として取り組む。(総務部・各支部)
3. そば道段位認定制度における審査員、指導員制度を改革し、審査員による審査の精度を高めるとともに、四段位認定者以上の者を指導員一級、二級、三級と改変してそば打ち技能及びそばに関

する知識の普及においてそれぞれの役割分担を明確にした全麵協の指導体制を拡充する。(指導普及部・各支部)

4. 全麵協研修センターの活用を強化して、そば打ち技術及びそばに関する知識の向上を図るためのそば打ち教室、研修会、講習会、オンラインそば打ち技能相談室等を積極的に開催して全国各地におけるそば愛好者の発掘を図るとともに各支部との交流を活発化して全麵協の活動拠点として拡充する。(指導普及部・研修センター運営部)
5. 全麵協個人会員の中には長年そば打ちを続けてきた経験から創意工夫を凝らしたそば打ち道具類を開発したり、また、そばに関する貴重な資料を収集し保管している人もいる。全麵協では古物商としての免許を取得したところであり、法人としては正規にこれらの道具、資料類を会員相互で交換、販売できることになったのでこのシステムを構築する。(総務部)
6. そば打ち教本改訂版の発刊、販売  
令和3年9月を目途に発刊する。予約販売部数は1500部を予定。(総務部)
7. ニュースフラッシュを発行し、個人に直接届ける方法を検討する。(総務部)

## ステップ2 一般国民にコロナワクチン接種がはじまるころ。令和3年6, 7月以降か。

8. 全麵協「そば大学講座」は地域に密着した支部事業として定着している。この事業は組織内だけでなくそばを愛好する一般市民を取込んだ公開した催事として開催し広く日本の伝統食文化である「そば」の普及・浸透を図るとともに全麵協の存在を宣伝する機会として活用を図る。(地域振興部)
9. 全麵協においては段位認定制度を主幹事業として推進しているが、もっと幅広い娯楽的な要素を取り入れた事業の開催を要望する声が高まりつつあることから、各支部と連携してそば道人大会、地域のそば打ち披露会、そば汁の作り方セミナー等の開催について検討する。(地域振興部・各支部)
10. 全麵協の事務を合理化、効率化を図るとともに事務局および研修センターの管理運営体制を充実強化する。また、データの保秘には十分配慮しつつ、単純な作業については極力外部に委託して事務局員の負担軽減を図る。(総務部)
11. 令和2年度に開催予定であった四段位、五段位認定会、六段位選考会を本年度内に各支部と連携して適切な時期を選定し、それぞれ開催する。(段位認定部)

## ステップ3 ワクチンの効果が確認されコロナが収束の見込みが見えたとき。年度後半か。

12. 全国そば打ち高校選手権大会は、本年度は中止になったが、今後出場を希望する高校に対してはそば打ち技術の指導を担当するなど日麵連との共催を強力に支援する。また、大学生、高校生、中学生に対するそば教室、体験講座等を活発に推進して若い年齢層に対してのそばの理解・浸透度を高める活動を積極的に推進する。(指導普及部)
13. 全麵協の新たな基幹事業とするべき、そばに関する歴史・文化・健康・栄養・品種・栽培・外国のそば文化等総合的な知識についてのそば検定制度(「そば検」・仮称)の早期発足に向け、プロジェクトチームを編成して具体化作業を継続する。(広報渉外部)

## ステップ4 コロナの収束が見えたとき。

14. 海外におけるそば関係視察ミッションは、昨年度中断した台湾におけるそば打ち教室を継続して国外で初めての段位認定会の開催するほかモンゴル国とのそばを通じての交流を継続し、両国において日本の伝統食文化としてのそばの魅力を発信する。(地域振興部)

## 【事務局】

『総務担当』

[ステップ1]

1. 第8回定時社員総会の適正な開催と執行  
開催日時：令和3年6月27日午後2時～午後4時  
開催場所：全麵協研修センター
2. Web会議を活用しての理事会、支部役員会義等の積極的開催
  - ・緊密な情報の交換と迅速な情報伝達
  - ・本部、支部における役割分担を明確にした事業の推進
3. コロナ情勢を的確に掌握した全麵協行事予定の樹立と執行管理
4. 研修センターの効果的活用と適正な管理
5. 支部改編に伴う各支部との連携強化
  - ・発足2年目の東日本、首都圏支部の支援強化
  - ・各支部との緊密な連携のもと、きめの細かな地域活動の積極的推進
  - ・会費徴収手数料の適正な査定と交付
  - ・各支部開催「そば大学」および「四段位認定会」開催の支援、指導
6. 全麵協正会員の実態把握と新規入会への積極的推奨
  - ・正会員の構成および活動実態の把握
  - ・各支部と連携して新規加入会員の掘り起こしと加入促進の推進を図る
7. 本部資料室の開設
  - ・そば関係資料の収集と整理
  - ・閲覧体制の整備
8. そば道具の販売・斡旋
9. ZEN 麵ライセンス規約の適正な運用管理
  - ・個人会員を入会させた場合の得点付与
  - ・初段位認定会受験勧誘した場合の得点付与
  - ・研修センターへの寄付の得点付与
10. 改訂「そば打ち教本」の編集と発行
  - ・掲載内容を抜本的に見直す。
  - ・本のサイズ、文字を大きくし見やすくする
  - ・9月中発刊予定
11. ニュースフラッシュの発行と配布方法の検討

[ステップ2]

12. 支部との共同体制の検討
13. 四段位以下認定会業務の支部移管を検討

#### [ステップ4]

##### 1.4. 第14回海外そば視察・交流事業の企画と実行

- ・海外での段位認定会開催に向けての事前そば打ち教室の実施

##### 1.5. 全麵協活動貢献団体、会員の表彰

- ・長年にわたり段位認定会を開催しそばの普及活動、段位認定者の拡大に貢献のあった団体に対する表彰
- ・全麵協事業への積極的に貢献した会員に対して表彰

#### 『経理担当』

##### 1. 予算書策定と適正執行・管理

##### 2. 正会員会費および個人会員・特別個人会員会費の確実な徴収

##### 3. 予算書経理状況の把握と適時理事会への報告

#### 『データ担当』（一部外部委託）

##### 1. 段位認定者登録者名簿の適正管理

##### 2. 会費納入規程に基づく納入基準額納入者と整合性点検と確認徹底

##### 3. 個人情報の管理徹底

#### 【広報渉外部】

今年度内は新型コロナウイルス感染の恐れが完全には払拭されず、そば道段位認定事業や各種研修会の完全実施に至らないことが予想される。そのため、広報渉外部は全麵協本部及び支部の情報を的確に会員に提供することに努めることとする。さらに、コロナ禍で培った Web 会議やオンライン研修のノウハウを今後の活動に活用して行くための研究を行う。

#### 1. 本部・支部「広報担当者会議」を継続開催して連携強化を図る

(ア) Zoom 会議による本部・支部「広報担当者会議」の実施 …本部・支部間の情報共有

(イ) 本部・支部広報担当者の LINE グループによる迅速な情報提供・共有

(ウ) 本部・支部のホームページを相互に連携させ、会員への情報提供を促進する

(エ) 全麵協会報に「支部のページ」を設け、会員へ各支部の情報提供を促進する

#### 2. 全麵協会報、ホームページ、FaceBook による迅速で正確な情報の配信と提供

(ア) 速報性および対外的に必要な事項についてはホームページにて随時発信

(イ) 会員に対して速報性を必要とする事項については FaceBook にて随時発信

(ウ) 支部活動についての情報を「全麵協ニュースフラッシュ」に積極的に提供する

(エ) 記録性および会員へ周知徹底の必要がある事項は全麵協会報にて発信する

#### 3. FaceBook そば仲間による全麵協会員の交流促進

FaceBook そば仲間は、会員が直接出会わなくても自由かつ広域的に情報提供や交流が出来るよう開設した。投稿内容をさらに充実させて、FaceBook を通じて交流する会員数の増加を図る。

#### 4. 行政機関、社会教育関連団体等との連携強化

- (ア)本部は中央省庁への働きかけを継続して実施し、全麵協の周知を図る
- (イ)支部は都道府県、市町村へ全麵協の周知活動を継続して実施する
- (ウ)関係団体および社会教育関係団体(全国公民館連合会、日本青年団協議会等)との連携関係を継続維持する

#### 5. Zoom を活用したテレビ会議・オンライン研修の研究

コロナ禍の中で開始された「テレビ会議」や「オンライン研修」は、一堂に会することなく自宅から参加・受講することが可能で、新しい形式の会議や研修方法として定着させて行くことが必要である。Zoom を活用したテレビ会議・オンライン研修について活用方法などの研究を開始する。

#### 6. そば検定制度(仮称)導入に向けての検討継続

そばの歴史、文化、栽培、品種、栄養、健康その他そばに関する一般常識についての知識度、博識度の検定制度創設に向けた検討を継続して行う。

#### 【地域振興部】

##### 【本部としての事業】

全国を対象とした「地域交流フォーラム&そば道そば打ち名人大会」を企画したが、新型コロナウイルスの感染拡大の終息が不透明な中、各支部の地域振興部と協議した結果、本事業は令和4年度以降に検討することとした。

これまでに各支部で開催された地域振興事業に関する資料を収集し、それをまとめて今後の事業展開に資することとする。

その他、地域活性化に関する事業の支援、各支部における「そば大学講座」の開催支援、段位認定者の空白(僅少)地域を指定して当該支部との連携によって「そば道段位認定制度」の普及・啓発活動を推進する。

##### 【各支部での事業】

以下に、支部主催および正会員団体主催によって計画された事業を列記する。

##### <北海道支部>

- ① 幌加内新そばまつり(3年9月4~5日):幌加内そばまつり実行委員会主催
- ② 空そばまつり(3年9月11~12日):空そばまつり実行委員会主催
- ③ 浦臼ぼたんそばまつり(3年9月25~26日):浦臼実行委員会主催
- ④ 日本そば大学講座北海道支部學舎 in せたな(3年10月3日):北海道支部主催
- ⑤ とうま新米・新そばまつり(3年10月3日):当麻町収穫祭実行委員会主催
- ⑥ 三~五段位そば打ち交流会(通年):北海道支部主催

##### <東日本支部>

- ① 宮城県村田町の地域おこし支援(通年):宮城手打ちそば研究会

##### <首都圏支部>

- ① ソバ生産農家の育成に関わる取り組み(通年):いばらき蕎麦の会主催

<中日本支部>

- ① 中日本支部第4回そば大学講座 in 富山（3年11月6日）：中日本支部主催
- ② 地域交流フォーラム in 信濃町（3年9月4～5日）：信州そばアカデミー主催
- ③ そば祭り出店「松本・塩尻」（3年10～11月）：NPO 法人信州そばアカデミー
- ④ 地域交流事業「そば打ち体験会」（通年）：NPO 法人信州そばアカデミー主催
- ⑤ 信州松本そば祭り（3年10月8～10日）：信州松本そば祭り実行委員会主催
- ⑥ 信州そば打ち名人戦（3年10月10日）：信州松本そば祭り実行委員会主催
- ⑦ 松本大歌舞伎そば振舞い（3年6月）：信州そば道場協力
- ⑧ 福祉ふれあいフェスティバル（3年10月）：上市そば道場主催
- ⑨ JAアルプスみのりフェス（3年11月）：上市そば道場主催
- ⑩ 劔岳雪のフェスティバル（4年2月11日）：上市そば道場主催
- ⑪ 滑川そばまつり（4年2月）：上市そば道場主催
- ⑫ 庄川ゆず祭り（3年11月13～14日）：庄川ゆずまつり実行委員会主催
- ⑬ そば打ち体験会（通年）：ネバーランドそば打ち研究会主催
- ⑭ そば打ち公民館講座（通年）：白馬そば塾主催

<西日本支部>

- ① 西日本支部そば大学講座 in 尾道（3年12月5日）：西日本支部主催
- ② 西日本支部交流団体選（4年3月6日）：西日本支部主催
- ③ そば道普及・会員増強活動の支援（通年）：九州・沖縄・四国・山陰地区
- ④ そば道先駆地域での会員増強活動の支援（通年）：大阪・兵庫地域

**【段位認定部】**

**【ステップ1】**

1. 「そば道段位認定制度規程」の趣旨を広く広報し、そば道段位認定制度の拡充を図る。

- (1) 段位認定制度の完成度を一層高める。
  - (2) 段位認定制度による段位認定者の増強拡大
  - (3) 段位認定制度の普及促進
- ① 地域振興部と連携して空白地域における段位認定者の増強
  - ② 一般のそば愛好者に対する段位認定制度に対する理解度促進
  - ③ 指導普及部と連携し「級」制度の積極的活用
  - ④ そば打ち愛好者の段位未認定者への掘り起し活動の推進
  - ⑤ 全麵協正会員所属内の未認定者への段位認定受験勧奨活動の推進
  - ⑥ 全麵協正会員団体に所属していないそば愛好者に対する働きかけの推進
- (4) 全国審査員の活動分野の拡充
- ① 全国審査員の任用増強

今後各認定会における審査委員長は、全国審査員が選任されることになるため、現在の全国審査



員は46名に加えて本年度中に各支部3～5名を増強する。

- ② 初段位・二段位・三段位認定会における審査員長、四段位・五段位認定会の審査員としての活用
- ③ 全国審査員任用の基準明確化
- (5) そば道段位認定制度規程の広報と利用促進

## 2. 段位認定部会の開催による本部・支部の連携強化

- (1) 四段位認定講習会、認定会の役割分担の明確化と支部完全移管の検証
- (2) 段位認定部と各支部段位認定部との定例的なWEB会議による情報共有化
- (3) 段位認定会への受験者勧誘の為の少数認定会の有り方検討

## 3. 四段位・五段位認定講習会の開催

本年度は全国規模の統一した認定講習会は開催できないので、四段位、五段位認定会開催に合わせて支部毎に開催する。

### ①北海道支部

開催日時；令和3年6月13日(日)

開催場所：北海道石狩市 石狩市花川北コミュニティセンター

### ②東日本支部

開催日時；令和3年6月12日(土) 五段位認定講習会

開催場所：福島県郡山市 郡山市大島地域公民館

開催日時令和3年7月4日(日) 四段位認定講習会

開催場所：宮城県仙台市太白区秋保町 仙台市秋保市民センター

### ③首都圏支部

開催日時：令和3年6月5日(土)

開催場所：千葉県柏市 さわやかちば県民プラザ

### ④中日本支部

開催日時：令和3年5月15日(土)

開催場所：富山県富山市 富山県教育文化会館

開催日時：令和3年5月23日(日)

開催場所：長野県塩尻市 塩尻市総合文化センター

### ⑤西日本支部

開催日時：令和3年6月13日(日) 五段位認定講習会

開催場所：兵庫県姫路市 姫路市市民会館

開催日時：令和3年7月25日(日) 四段位認定講習会

開催場所：兵庫県姫路市 姫路市市民会館

## 4. 段位認定会開催主催者に対する適正な指導

- ① 初段位・二段位・三段位認定会の実施指導
- ② 開催申請時における調整、審査員の承認、会場設営等の確認
- ③ 全麵協そば道段位認定会支援システムによる採点集計作業要領の実施体験指導

- ④ 四段位認定会開催時における現地指導の強化
  - ア 各支部段位認定部との連携と現地指導の徹底
  - イ 審査終了後の審査時間の活用要領の指導
  - ウ 審査採点結果資料の適正な保管管理の指導
  - エ 個人情報と審査採点結果資料の外部漏出の防止
- ⑤ 初段位・二段位・三段位認定会上位成績者の表彰認可の容認

**【ステップ2】**

5. 四段位・五段位認定会の開催（コロナ禍、全麵協ガイドラインに沿った開催）

(1) 五段位認定会の開催

**【一次審査】**

各支部にて令和3年5月から6月にかけて開催の五段位認定講習会終了時、受験希望者に関係書類を配布

**【筆記試験】**

開催日時：令和3年9月25日（土）（予定）

開催場所：東京都板橋区立グリーンホール（予定）

**【本審査】**

開催日時：令和3年12月4日（土）・5日（日）（予定）

開催場所：長野県千曲市創造館ホール（予定）

(2) 四段位認定会の開催

**【事前審査】**

各支部にて令和3年5月から7月にかけて開催の四段位認定講習会終了時、受験希望者に関係書類を配布

**【技能審査】**

① 北海道支部

開催日時：令和3年10月23日（土）24日（日）（予定）

開催場所：北海道山越郡長万部町 長万部町福祉センター（予定）

② 東日本支部

開催日時：令和3年11月20日（土）21日（日）（予定）

開催場所：宮城県仙台市秋保市民センター（予定）

③ 首都圏支部

開催日時：令和3年11月13日（土）14日（日）（予定）

開催場所：千葉県山武市 ホテル浪川荘（予定）

④ 中日本支部

開催日時：令和3年10月16日（土）17日（日）（予定）

開催場所：長野県塩尻市 塩尻市総合文化センター（予定）

⑤ 西日本支部

開催日時：令和3年11月13日(土)14日(日)(予定)

開催場所：広島県尾道市 尾道市農村環境改善センター(予定)

(3) 三段位認定会の開催

① 段位認定部による技能審査員の選考

② 集計結果の本部管理の設定

③ 開催予定

北海道支部：2ヶ所 東日本支部：3ヶ所 首都圏支部：3ヶ所

中日本支部：2ヶ所 西日本支部：3ヶ所

(4) 初段位、二段位認定会の開催

各主催者の計画に基づき全国各地で開催する。新規開催及び空白地域での初開催については全麵協本部にて支援。

(5) 六段位認定選考会の開催

開催日時：(未定)

開催場所：全麵協研修センター(予定)

**【指導普及部】**

1 そば打ち技術向上のための研修・指導強化

(1) 指導普及部・5支部部長会議の開催

指導員三級任用講習会・指導員指導技術講習会への対応

(2) 支部指導普及部及び指導員一級研修会の開催

指導普及部による研修会を開催し受講終了後各支部における中心的そば打ち技術の指導者の役割を期待。

開催日時 (未定・コロナ状況による) 開催場所 研修センター

(3) 高段位認定会受験者に対する研修会の開催

三段位・四段位・五段位認定会受験者に対するそば打ち指導の実施

支部指導普及部及び指導員一級・指導員二級で支部独自研修会を開催する。必要に応じ、本部指導普及部より派遣する。

(4) 指導員三級任用講習会の開催支援

四段位認定会終了後、各支部にて令和4年1月～3月実施予定

(5) 高段位認定者の活動機会の創出

① 研修センターにおける本部直轄事業の積極的活用の推進

② 全麵協認証そば打ち道場の増設による同所での指導の推進

③ 指導員一級の登用と支部における技術研修会の積極的開催

④ そば博覧会、そば祭り等への参加推奨、市町村、公民館との連携活動の推進

(6) そば打ち指導力向上のための研修会の開催(必要に応じて)

(7) 研修センター運営部と共同しそば打ち技術向上のための講座開設

- 2 全麵協研修センターの効率的活用（研修センター運営部と共同）
  - (1) 高段位受験希望者に対するそば打ち技術向上研修会の開催
  - (2) 高校生、大学生、社会人、企業、団体、外国人を対象としたそば打ち教室の開催
- 3 若年層に対するそばの普及と啓発
  - (1) 子供そば打ち教室の支援
  - (2) そば打ち高校選手権大会（日麵連主催）の開催支援
- 4 地域振興部と共同して、段位認定者空白地域におけるそば打ち普及活動を強化する  
九州（沖縄）、山陰、四国、北東北地域
- 5 全麵協認証そば打ち道場の活用とモデル道場の設置
- 6 そば打ち高校選手権大会出場校に対するそば打ち技術指導支援

### 【研修センター運営部】

研修センターを全麵協の主要な事業を行う活動拠点として位置付けるとともに、広域的な利用に努める。

- 1 一般市民等を対象としたそば打ち体験教室、実践教室、本格教室の参加増に努める
  - (1) 区民等一般市民への広報活動
  - (2) 日本語学校、職域団体等への広報活動
- 2 指導普及部と連携し、技術向上（四段位）講座の充実を図る。
  - (1) 会員のニーズを踏まえ、時間割、定員枠等の設定を弾力的におこなう
  - (2) 遠隔地の会員が参加できるよう、新たに、1日に2回程度集中的に受講できるコース設定を検討する
- 3 多様な利用方法の提供
  - (1) 首都圏支部で行う「三段位受験者技術研修会」等の会場として活用
  - (2) 身近にそばを打つ環境がない会員に対して、少人数で2～3時間の利用に対応
  - (3) 正会員団体の定期的な活動の場として、半年あるいは1年単位で事前利用予約に対応
- 4 実演講習会の開催  
福井名人戦や各地で行われている名人戦、また今後支部で行われる大会等の優勝者等を招いて、実演講習会を行う
- 5 会員の新たなニーズに対応
  - (1) センター講習無料券の創設  
全麵協本部・支部の事務事業等に積極的に参加した会員に対して、無料で希望するレベルの講習を受講できるプレミアム受講券(半日、2回打ち)を配布することを検討する。
  - (2) 会員の希望に応じてそば打ちの動画を撮影し、提供する「そば打ちスタジオ」の創設を検討する

## 第4号議案 一般社団法人 全麵協 令和3年度 予算（案）

この予算案は令和3年度第1回理事会で承認されたものですが、現下のコロナ禍で収入、支出で不確定な要素を含んでいます。

### 収入の部

勘定科目	令和2年度予算	内訳	令和3年度予算	内訳
会費収入	19,850,000		15,610,000	
正会員会費		5,000,000		3,750,000
個人会員会費		12,000,000		10,000,000
特別個人会員会費		1,500,000		1,000,000
地方自治体会員会費		550,000		360,000
企業会員会費		600,000		300,000
入会金		200,000		200,000
事業収入	17,500,000		8,650,000	
雑収入		300,000		100,000
研修センター利用料				300,000
広告料収入		100,000		100,000
物品販売料		17,000,000		8,100,000
認証道場申請料		100,000		50,000
そば打ち教室受講料	500,000		1,500,000	
段位審査料	11,500,000		12,900,000	
四段位事前審査料		1,000,000		800,000
五段位一次審査料		500,000		300,000
四段位実技審査料		8,000,000		8,000,000
五段位本審査料		2,000,000		1,800,000
六段位審査料				2,000,000
審査員認定料	1,500,000		600,000	
新規認定		0		
更新料		1,500,000		600,000
指導員任用費			1,250,000	
段位認定料	16,900,000		14,500,000	
初段位		5,000,000		1,000,000
二段位		4,000,000		3,000,000
三段位		3,000,000		3,600,000
四段位		4,000,000		4,000,000
五段位		900,000		900,000
六段位				2,000,000
純売上高	67,750,000	①	55,010,000	①
寄付金収入	1,000,000		1,000,000	
預り金	8,000,000		2,000,000	
前受金（次年度会費）	14,000,000		12,000,000	
当期収入合計	90,750,000		70,010,000	
前期繰越金	20,678,851		5,651,718	
収入合計	111,428,851		75,661,718	

## 支出の部

勘定科目	令和2年度予算	内訳	令和3年度予算	内訳
仕入高	14,000,000		7,150,000	
雑給	9,000,000		6,000,000	
旅費交通費	10,000,000		6,000,000	
通信費	1,500,000		1,200,000	
交際費	300,000		10,000	
会議費	2,500,000		3,000,000	
地代家賃	5,500,000		6,200,000	
リース料	1,700,000		2,600,000	
保険料	300,000		350,000	
修繕費	100,000		500,000	
消耗品費	600,000		600,000	
事務用品費	1,200,000			
備品費			50,000	
維持費（システム管理料）			850,000	
会員登録管理システム費			1,700,000	
支払手数料	5,400,000		5,150,000	
振込料				
ビジネスダイレクト		400,000		150,000
税理士、弁護士、弁理士報酬		1,000,000		1,000,000
会費徴収支部手数料		4,000,000		4,000,000
表彰費			10,000	
諸会費	200,000		60,000	
広報渉外部	3,100,000		5,200,000	
広報活動費		1,700,000		4,500,000
ホームページ維持管理		800,000		600,000
会員管理費		600,000		100,000
総務・地域振興部	1,200,000		800,000	
国際交流事業費		200,000		
そば大学講座				300,000
地域活性化支援事業費		1,000,000		500,000
段位認定部	6,700,000		2,000,000	
特別認定会		400,000		100,000
四段位認定会費		3,300,000		500,000
五段位認定会費		2,000,000		200,000
六段位認定会費				200,000
審査員更新手続事務費				300,000
認定者管理システム費		800,000		0
地方審査員研修支援費		100,000		200,000
地方審査員任用講習会		100,000		
全国審査員研修費				500,000
指導普及部	1,300,000		1,000,000	
そば打ち高校選手権費		400,000		
手打そば普及指導費		100,000		300,000
指導員運用費				100,000
そば道普及活動費		100,000		
子供そば打ち体験事業		400,000		200,000
手打そば教室費		200,000		400,000
そば打ち資料映像収集		100,000		
販売費及び一般管理費	64,600,000	②	50,430,000	②
予備費	100,000			
積立金	0		3,000,000	
預り金支出	8,000,000		2,000,000	
(営業損益金額)	(3,150,000)	注記1	(5,440,000)	注記1
951- 法人税、住民税及び事業税	1,500,000		2,500,000	
-9512 都法人事業税				1,000,000
-9513 消費税				1,500,000
当期支出合計	74,100,000		57,930,000	
当期収支差額	16,650,000		12,080,000	
次期繰越収支差額	26,228,851		17,731,718	
支出合計	100,328,851		75,661,718	

注記1: 純売上高①-販売費及び一般管理費②

注記2: 3年度予算は一部組み換え計上している

5 支部認定会風景

【東日本支部】 11/23 日光認定会  
換気のため窓を開けて



【首都圏支部】 4/11 茨城認定会  
スタッフによる消毒作業もかかせない

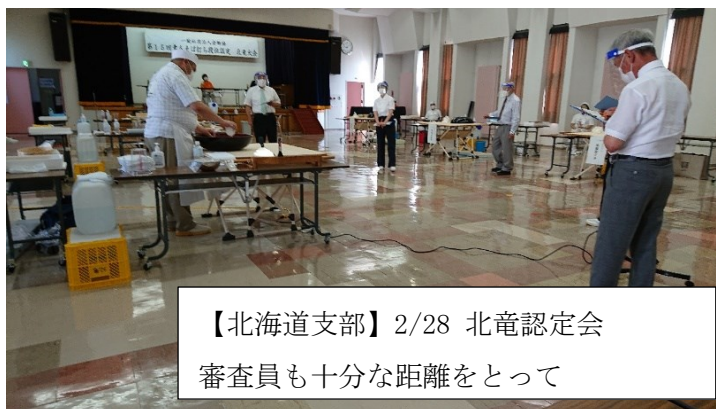


【西日本支部】 11/8 尾道認定会  
広いスペースでソーシャルディスタンス

【中日本支部】 3/21 長和認定会  
マスクとフェイスガードの二重装備



【北海道支部】 2/28 北竜認定会  
審査員も十分な距離をとって





添付資料 2

令和 2 年度 SOBA MEISTER 認証者 80 名

DIAMOND SOBA MEISTER(1000単位) 3名

認定単位	氏名	所属団体
1	1075 柳沢増雄	信州そば道場
2	1033 白砂博己	信州中野蕎麦文化普及会
3	1032 大久保文司	伊勢崎蕎麦ゆうゆう会

PLATINUM SOBA MEISTER(500単位) 12名

認定単位	氏名	所属団体
1	575 横山道國	さくら蕎麦の会
2	575 舟上陽子	やつおそば大楽
3	563 原秀夫	NPO法人信州そばアカデミー
4	549 朝山政光	千歳夢工房手打ちそばの会
5	539 藤田宜且	いしかり手打ちそば同好会
6	518 大野和則	はりまの国麺道倶楽部
7	513 土屋照雄	江戸流手打ちそば二・八の会
8	512 小林浩	さいたま蕎麦打ち倶楽部北本
9	511 齋藤スミ	とちぎ蕎麦和会
10	509 北崎サエ子	平尾台手打ちそば倶楽部
11	506 三村幸彦	NPO法人信州そばアカデミー
12	502 竹内正夫	千葉県そば推進協議会

GOLD SOBA MEISTER(300単位) 17名

認定単位	氏名	所属団体
1	429 池上雄二	NPO法人信州そばアカデミー
2	425 鈴木貞壽	栃木のうまい蕎麦を食べる会
3	377 高橋鈴江	備後蕎麦友会
4	331 中津浩	北の郷 そば工房
5	329 前浜静男	広島そば打ち倶楽部
6	327 道下昭夫	金沢湯涌そばの会
7	323 吉岡鉄史郎	いしかり手打ちそば同好会
8	318 渡邊正男	江戸流手打ちそば青山学舎
9	316 権代直樹	ゆかいな麵々姫路
10	313 松本福子	さいたま蕎麦打ち倶楽部北本
11	308 山本千榮	なにわ天下茶屋そば打ち倶楽部
12	308 萩野谷廣治	栃木のうまい蕎麦を食べる会
13	307 五十嵐幸也	宮城手打ちそば研究会
14	307 加藤利男	栃木のうまい蕎麦を食べる会
15	306 前浜佳代子	広島そば打ち倶楽部
16	306 柁澤真勇美	ふくいそば打ち愛好会
17	300 石井昭一郎	千葉県そば推進協議会

SILVER SOBA MEISTER(200単位) 17名

認定単位	氏名	所属団体
1	294 園田美和	信州そば道場
2	291 平木清行	備後蕎麦友会
3	282 鈴木純子	さくら蕎麦の会
4	253 佐野憲久	さいたま蕎麦打ち倶楽部北本
5	250 高山睦雄	信州そば道場
6	249 林原好博	やつおそば大楽
7	240 中川哲夫	千歳夢工房手打ちそばの会
8	229 川島秀行	さいたま蕎麦打ち倶楽部北本
9	222 小林邦彦	栃木のうまい蕎麦を食べる会
10	221 小澤彰一	NPO法人信州そばアカデミー
11	217 古川きみ子	千歳夢工房手打ちそばの会
12	210 印南研一	たかばやし蕎麦研究会
13	206 小泉敏郎	たかばやし蕎麦研究会
14	203 小林光朋	とちぎ蕎麦和会
15	203 遠藤徳生	宮城手打ちそば研究会
16	203 藤田昭人	栃木のうまい蕎麦を食べる会
17	202 加藤宏一	いしかり手打ちそば同好会

SOBA MEISTER (100単位) 31名

認定単位	氏名	所属団体
1	177 小倉一郎	伊勢崎蕎麦ゆうゆう会
2	176 小谷敬子	山陽手打ち蕎麦の会
3	174 田中哲三	そば道場旭川
4	169 松村俊明	やつおそば大楽
5	164 青木満男	栃木のうまい蕎麦を食べる会
6	161 佐藤泰彦	宮城手打ちそば研究会
7	160 森下富夫	結之會
8	149 古川昌俊	千歳夢工房手打ちそばの会
9	144 鳴戸浩	祇園蕎麦塾
10	137 渡部結花	植田塾そば打ち倶楽部
11	136 鈴木美明	常陸そばの会
12	134 古賀文雄	平尾台手打ちそば倶楽部
13	133 水野敏雄	宮城手打ちそば研究会
14	133 石原宗郎	山陽手打ち蕎麦の会
15	126 棚田久美江	東広島そばの会
16	126 緒方良文	平尾台手打ちそば倶楽部
17	124 松村純子	やつおそば大楽
18	122 長沢洋	そばの会 小町
19	122 大塚久男	古河手打ち蕎麦の会
20	122 中野克彦	やつおそば大楽
21	121 佐藤光子	北海道そば研究会
22	119 会沢光一	常陸そばの会
23	117 西山義信	栃木のうまい蕎麦を食べる会
24	111 笹津剛	白山蕎麦倶楽部
25	110 横山治	常陸そばの会
26	109 有本章	植田塾そば打ち倶楽部
27	109 吉岡広貴	東広島そばの会
28	104 古田陽子	蕎麦道場 大瀬庵
29	104 矢野芳和	ネバーランドそば打ち研究会
30	103 萩中捷子	上市そば道場
31	100 入江一統	わいわい芸備蕎麦塾



## 添付資料 3

# 一般社団法人 全麺協 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人全麺協と称する。

(経緯)

第2条 当法人は、平成4年に開催された「世界そば博覧会in利賀」を開催協力した自治体等により結成された「全国麺類文化地域間交流推進協議会」の設立20周年記念を契機として同協議会の事業を引き継ぐ。

(事務所)

第3条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区神田神保町二丁目4番地に置く。

(目的)

第4条 そばを通しての人間形成を目指し、心豊かで潤いのある生活の実現を図るとともに、地域活性化に取り組む各種団体と連携し、相互扶助と協働の精神に基づいたそばによる地域振興を進めることを目的とする。

(事業)

第5条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) そば道理念の研究と普及推進
- (2) そば道段位認定制度の確立と普及推進
- (3) 関係団体と連携した「そばによる地域振興」の推進
- (4) そばによる地域振興に関わる人材育成とネットワーク化の推進
- (5) 全国各地に伝わる「郷土そば」の研究と保存活動の推進
- (6) 和食としてのそば文化に関する情報提供と交流
- (7) その他当法人の目的達成に必要な事業

(公告)

第6条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

(機関)

第7条 当法人は、理事会及び監事を置く。

## 第2章 会員

(種別)

第8条 当法人の会員は次の4種とし、(1)と(2)の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会し、当法人の総会で定める会費を納入している団体
- (2) 地方公共団体正会員 当法人の目的に賛同して入会した地方公共団体で、当法人の総会で定める会費を納入している地方公共団体
- (3) 地方公共団体賛助会員 当法人の目的に賛同して入会し、当法人の活動と連携賛助する地方公共団体
- (4) 一般企業等賛助会員 当法人の目的に賛同して入会し、当法人の総会で定める会費を納入し、当法

人の活動に協力賛助する団体

(入 会)

第9条 当法人に会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書および活動を紹介する資料を該当する支部長を通じて理事長に提出しなければならない。

2 地方公共団体賛助会員および一般企業等賛助会員は、入会趣意書を該当する支部長を通じて理事長に提出しなければならない。

3 理事長は支部長から提出された入会申込書および関連資料、一般企業等賛助会員から提出された入会趣意書について精査して入会の許否を決定するものとする。

(経費負担)

第10条 会員は、社員総会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第11条 会員は、理事会において別に定めるところにより届け出ることにより、任意に退会することができる。ただし、1ヵ月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除 名)

第12条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

(1) 本定款その他の規則に違反したとき。

(2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格の喪失)

第13条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 会費の納入が継続して1年以上されなかったとき。

(2) 当該会員が死亡し若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第14条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

### 第3章 社員総会

(種 別)

第15条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構 成)

第16条 社員総会は、すべての正会員および地方公共団体正会員をもって構成する。

(議決権の数)

第16条の1 社員総会における議決権の数は以下による。

(1) 正会員の団体に加入所属しており、当法人の趣旨に賛同して総会で定める規定により当該団体の個人会員として納入基準額を当該年4月1日までに納入している者の人数に応じて次の区分による票数を

行使することができるものとする。

1人から99人まで	1 票
100人から149人まで	2 票
150人から199人まで	3 票
200人から249人まで	4 票
250人以上	5 票

ただし、一団体会員 5 票をもって最高とする。

(2) 地方公共団体正会員の議決権は 1 票とする。

(権 限)

第 17 条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員を選任及び解任
- (3) 役員報酬等
- (4) 事業計画および収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告および収支決算
- (6) 定款の変更
- (7) 解散並びに解散した場合の残余財産の処分
- (8) 理事会において社員総会に付議した事項
- (9) 前各号に定めるもののほか、法令に規定する事項及び本定款に定める事項

(開 催)

第 18 条 定時社員総会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後 3 か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 19 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、正会員全員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

2 総正会員の議決権の 5 分の 1 以上を有する正会員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項および招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議 長)

第 20 条 社員総会の議長は、その社員総会において、出席した正会員の中から選出する。

(決 議)

第 21 条 社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議として、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散

(5) その他法令で定めた事項

(議決権の代理行使)

第22条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(決議および報告の省略)

第23条 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第24条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した理事が署名又は記名押印する。

## 第4章 役員

(役員を設置)

第25条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上22名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうちから、理事長1名と副理事長3名以内を定める。

3 理事長を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律が定める代表理事とする。

(選任)

第26条 理事及び監事は、理事会において推挙し、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長は、理事会の決議によって理事の中から定める。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務権限)

第27条 理事長は当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第25条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任



した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

## 第5章 顧問、相談役、参与

(種別)

第30条 当法人に、顧問、相談役および参与を置く。

2 顧問、相談役および参与の委嘱手続等については別に定める。

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更および廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。ただし、理事および監事の全員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

2 理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

3 監事は、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議および報告の省略)

第36条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

2 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、出席した理事長及び監事が署名または記名押印する。

## 第6章 部局

(部局の設置)

第38条 理事会の業務を執行する機関として部、部会及び事務局を設置する。

2 部局に関する事項は理事会が決定する。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第39条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第40条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前記の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第41条 当法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、理事長が当該事業年度に関する次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し又は提供しなければならない。

(1) 事業報告及びその附属明細書

(2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書

2 事業報告については、担当理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

3 貸借対照表及び損益計算書については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第42条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第8章 解 散

(解散)

第43条 当法人は、次の事由によって解散する。

(1) 社員総会の特別決議

(2) 社員が欠けたこと

(3) 合併(合併により当法人が消滅する場合に限る。)

(4) 破産手続開始の決定

(5) その他法令で定める事由

(残余財産)

第44条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人若しくは公益財団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 委員会

(委員会)

第45条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置する

ことができる。

- 2 委員会の委員は、理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第10章 支部

(支部)

第46条 当法人は、理事会の決議により支部を置く。

- 2 支部は第4条の目的に基づき、当該支部に関する事業を行う。
- 3 支部は第26条第1項の規定により、総会で理事を選任するにあたり、理事候補者の推薦をすることができる。

## 第11章 附則

(委任)

第47条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(法令の準拠)

第48条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

(施行日)

第49条 本定款は平成26年5月1日から施行する。

- 2 本定款は平成28年4月1日から改正施行する。  
ただし、第16条の1の議決権の数の条項は、平成29年度総会から施行する。
- 3 本定款は平成28年5月14日から改正施行する。
- 4 本定款は平成29年5月14日から改正施行する。
- 5 本定款は令和2年6月21日から改正施行する。

一般社団法人 全麵協  
そば道段位認定制度規程

目 次

はじめに

第1章 総則

第1条 目的

第2条 段位認定制度の趣旨及び目標

第3条 段位認定制度に関わる部局と任務

1 段位認定部

2 指導普及部

第4条 アマチュアリズムとしてのそば道

第2章 段位認定

第5条 段位認定会

1 段位認定会

2 段位認定会の種類

(1) 初段位、二段位認定会

(2) 三段位認定会

(3) 四段位認定会

(4) 五段位認定会

(5) 上位段選考会

第6条 段位認定会開催主催者の責務

第3章 受験資格

第7条 段位認定会の受験資格

1 段位別受験資格

(1) 初段位

(2) 二段位及び三段位

(3) 四段位

(4) 五段位

(5) 六段位以上の上位段

2 受験資格期日の算定基準

3 認定講習会の受講

4 再受験までの期間

第4章 段位認定会実施要領

第8条 そば道段位認定審査実施要領

1 技能審査

2 四段位事前審査、五段位一次審査・筆記試験・意見発表審査

3 六段位以上の審査

第9条 そば道段位認定審査技能基準

1 初段位



- 2 二段位
- 3 三段位
- 4 四段位
- 5 五段位
- 6 六段位

#### 第10条 受験料と認定料

- 1 受験料
- 2 認定料
- 3 返金

#### 第11条 段位認定登録者等の管理

### 第5章 段位認定審査員の任用

#### 第12条 段位認定審査員選考委員会

#### 第13条 段位認定審査員の選考手順並びに選考基準

- 1 特任審査員
- 2 全国審査員
- 3 地方審査員

#### 第14条 段位認定会における審査員の選任

### 第6章 段位認定審査員の責務、任務

#### 第15条 段位認定審査員の責務

#### 第16条 各認定審査員の任務並びに任期

- 1 特任審査員
- 2 全国審査員
- 3 地方審査員

#### 第17条 段位認定会における審査員数

#### 第18条 五段位本審査意見発表審査員及び上位段位認定選考会審査員の委嘱

#### 第19条 特任審査員・全国審査員会議

#### 第20条 地方審査員審査技術研修会

#### 第21条 認定審査員資格の取消

### 第7章 段位認定会の経費負担

#### 第22条 四段位、五段位認定会の経費負担

### 第8章 補足

#### 第23条 全麵協そば道段位認定制度を補完する役職

- 1 指導員一級（旧主席指導員）
- 2 指導員二級（旧指定指導員）
- 3 指導員三級（旧支部公認指導員）

#### 第24条 全麵協認証そば道場等の開設

#### 第25条 疑義の解決

## 附 則

# 一般社団法人 全麵協 そば道段位認定制度規程

はじめに

一般社団法人全麵協（以下、「全麵協」という。）ではそば打ち段位認定制度の開始当初より、「段位」は「そば道」を歩む道しるべであると位置付け、アマチュアそば打ち愛好者を対象に「素人そば打ち段位認定制度」の名のもとに基幹事業として実施してきた。この度、名称を「そば道段位認定制度」に変更するとともに分散していた関係諸規程を統合する。

## 第1章 総則

### 第1条 目的

この規程は全麵協が実施する、そば道段位認定制度（以下「段位認定制度」という。）に関し、円滑かつ公正・公平に運営するための必要事項について定めることを目的とする。

### 第2条 段位認定制度の趣旨及び目標

全麵協定款に定める目的を遂行するため、段位認定制度を制定し、「そば打ち技能の習熟度」「そばの普及活動による地域振興の貢献度」「そばに対する取組み姿勢や態度」「そばに関する知識の習得度」等を審査するそば道段位認定会（以下、「段位認定会」という。）を開催して認定者に段位を付与する。

### 第3条 段位認定制度に関わる部局と任務

段位認定制度に関わる部局として全麵協定款第38条に基づき「段位認定部」「指導普及部」を置き、部長は全麵協理事長（以下、「理事長」という。）の指名により理事をもってあてる。各部の任務は以下に定める通りとする。なお、各部を補完する組織として、第23条に規定するものの他、各支部に担当者を置くものとする。

#### 1 段位認定部

- (1) 段位認定会における合格者に対する段位の付与業務
- (2) 「そば道理念」の設定と普及推進
- (3) 段位認定登録者の管理
- (4) 段位認定会の技能審査、書類審査等のあり方及び審査方法の検討
- (5) 段位認定会開催の審査等
  - ア 段位認定会開催会員の指定
  - イ 段位認定会開催の指導及び支援
  - ウ 段位認定会開催時の段位認定審査員（以下、「審査員」という。）及び審査員長の選任
  - エ 段位認定会開催結果の確認
- (6) 審査員の選考及び認定手続
  - ア 特任審査員の推挙
  - イ 全国審査員の推挙
  - ウ 地方審査員任用講習会の実施
  - エ 地方審査員認定申請者に対する書類審査及び審査能力の判定と審査員選考委員会への推挙
  - オ 各審査員台帳の管理
  - カ 各審査員の更新手続の実施

- (7) 審査員の審査能力向上対策の実施
  - ア 特任審査員、全国審査員会議の開催
  - イ 各支部と共同した地方審査員技術研修会の実施及び指導
  - ウ 段位認定会における審査結果の分析及び指導
- (8) 段位認定会の実施及び開催指導
  - ア 初段位、二段位、三段位認定会の開催指導
  - イ 四段位、五段位認定講習会の実施
  - ウ 四段位認定会事前審査（小論文、取得単位）の実施
  - エ 四段位認定会技能審査会の開催支援及び指導
  - オ 五段位認定会一次審査及び筆記試験の実施
  - カ 五段位認定会本審査の実施
  - キ 六段位（蕎士）、七段位（准範士）、八段位（範士）選考会の実施
- (9) 段位認定制度規程等の検討及び改廃手続
- (10) その他段位認定制度の運営全般に関する事項

## 2 指導普及部

- (1) そば打ち技術の普及
  - ア 全麵協認証そば打ち道場(以下、「認証道場」という。)の開設承認
  - イ 認証道場への指導員の派遣
  - ウ 段位認定受験希望者に対するそば打ち技術指導
  - エ 各支部指導員と連携して段位認定者のそば打ち技術の向上指導
  - オ 段位認定空白地域における新規段位認定者の開拓
  - カ 全麵協研修センターを活用した全麵協本部主催そば打ち技術講習会の開催
- (2) 各種指導員の運用
  - ア 指導員の指導要領及び指導力向上研修会並びに会議の開催
  - イ 認証道場の効果的運用の指導支援
  - ウ 指導員による新規段位認定受験希望者への普及活動の実施
  - エ そば博覧会等におけるそば打ち体験教室の実施
- (3) 郷土そば打ち技術の保存及び継承
  - ア 郷土そば打ち技術の映像保存
  - イ 郷土そば打ち技術の研究と継承

## 第4条 アマチュアリズムとしてのそば道

- 1 段位認定制度における段位認定者は「そばを職業としていない者」とするが、次の各号に定める事項はアマチュアと判断するものとする。
  - (1) 前条に定める認証道場でそばに関する知識・技術の指導を行い相応の手当等の支給を受ける。
  - (2) 全麵協本部が開催するそば博覧会のそば打ち体験教室等でそばに関する知識、技術を指導し相応の手当等の支給を受ける。
  - (3) 正会員団体及び地方公共団体又はこれに準ずる団体の施設（道の駅、公民館等）においてそば打ち体験教室等を開催し、そばに関する知識・技術の普及に努め、相応の手当等の支給を受ける。

- 2 前項に関わらず、段位認定制度のアマチュアリズムの判断で疑義が生じたときは、段位認定部において検討し判断するものとする。ただし、重要な事案については理事会に報告するものとする。

## 第2章 段位認定

### 第5条 段位認定会

#### 1 段位認定会

段位認定制度による段位は、原則として全麵協正会員が全麵協本部の承認を受けて開催した次に定める段位認定会における審査により認定するものとする。

(1) 段位認定会の開催は原則として2日間とし、1日の受験者は1組12名で4組、最大48名までとする。ただし、1日間の場合は1組12名で5組、最大60名とすることができる。なお、多数の応募者があり、2日間以上の段位認定会開催が必要と認められるときは、段位認定部と協議するものとする。

(2) 全麵協正会員が段位認定会を開催するときは、開催日の3カ月前までに所属支部を通じて全麵協本部に様式第1号「段位認定会開催申請書兼後援申請書」並びに様式第2号「段位認定会審査員候補者名簿」を提出し、段位認定部の書類審査を経て理事長の承認を受けるものとする。同時に「段位認定会受験者事前報告書」を、直接、全麵協本部へ提出するものとする。

(3) 初段位、二段位、三段位認定会は、受験者が15名以上になるよう努めるものとする。ただし、高等学校等において段位認定会を開催する場合、または特別の事由のあるときはこの限りではないものとする。

(4) 段位認定会を開催した全麵協正会員は、段位認定会終了後20日以内に様式第3号「段位認定会開催結果報告書」、様式第4号「技能審査認定者報告書」、様式第5号「段位認定料明細報告書」により直接、全麵協本部に報告しなければならない。

(5) 段位認定会を開催する支部及び全麵協正会員、地方公共団体正会員は、段位認定部と協議して原則として全国的に統一した基準により、段位認定会が実施されるように努めなければならない。

#### 2 認定会の種類

##### (1) 初段位、二段位認定会

初段位及び二段位は、全麵協正会員が開催する認定会において認定する。この段位認定会は、全麵協正会員が原則として毎年度1回開催することができる。なお、審査結果は、受験者に通知するものとする。

##### (2) 三段位認定会

三段位は、支部毎に全麵協正会員が開催する認定会において認定する。この段位認定会は、各支部内で原則として毎年度2回開催できるものとする。ただし、特別な事由があるときは段位認定部と協議の上、この基準を超えて開催することができるものとする。なお、審査結果は、受験者に通知するものとする。

##### (3) 四段位認定会

###### ア 主催者等

四段位を認定する段位認定会は全麵協本部が主催し、開催主管は全麵協各支部とし、概ね年1回開催する。

###### イ 四段位認定会実行委員会(以下、実行委員会という。)の編成

開催主管は実行委員会を編成し、概ね1年前に開催日時、場所を選定して、全麵協本部に申請するものとする。全麵協本部は当該段位認定会が適正・公平に実行されるように、開催主管と企画、予算、実行体制等について緊密な連携をとるものとする。

#### ウ 受験者の割り振り

全麵協本部は本規程第5条第1項(2)の申請に基づき、四段位認定会を受験する希望者を掌握し、事前審査を経て受験者を原則として居住地内の支部に割り振り、その人数に応じて開催期日を決定するものとする。

#### エ 事前審査

(ア) 事前審査の小論文等の出題及び採点は、本部事務局が行う。

(イ) 活動状況については、別に定める「ZEN 麵ライセンス規約」による単位取得得点を採点するものとする。

#### オ 技能審査

(ア) 四段位認定会の技能審査は、前項に定める事前審査に合格しなければ受験することができない。

(イ) 四段位認定会の最終合否は、技能審査の審査員で構成する審査員会議において事前審査の結果と併せて決定するものとする。

(ウ) 審査結果は、受験者に通知するものとする。

### (4) 五段位認定会

#### ア 主催者等

五段位は、全麵協本部が主催する認定会において認定する。開催は概ね年1回とする。

#### イ 一次審査

(ア) 一次審査で提出された活動状況及び小論文の課題等の出題と採点は、本部事務局が行う

(イ) 活動状況については、「ZEN 麵ライセンス規約」による単位取得得点を採点するものとする。

#### ウ 筆記試験

(ア) 筆記試験は全麵協本部が実施し、その出題と採点業務は本部事務局が行うものとする。

その場合できる限りそばに関する専門家の助言を得て参考とするものとする。

(イ) 筆記試験は、次に定める4科目について実施するものとする。

- ① 全麵協・段位認定制度の概要
- ② ソバの品種・栽培
- ③ ソバの栄養・健康
- ④ そばの歴史・文化

(ウ) 筆記試験は意見発表審査並びに技能審査（以下、「本審査」という。）の前に受験し、筆記試験に合格しなければ本審査を受験することはできないものとする。

#### エ 本審査会実行委員会の編成

(ア) 五段位認定会本審査会を開催するのは、全麵協本部が指定する支部とする。

(イ) 本審査会の開催指定を受けた支部は、当該本審査実行委員会を編成するものとする。

#### オ 本審査会（意見発表審査）

(ア) 意見発表審査は本規程第18条に規定する審査員が課題を提示し、その課題に対する意見発表について審査採点する。



(イ) 採点項目と配点は、課題の理解度 30、リーダーシップ 20、発表内容 10、積極性 10、そ  
ばによる地域貢献度 20、総合評価 10 の合計 100 点とし、真に五段位認定者としてふさわ  
しい人物かどうかを重点に審査採点する。

(ウ) 意見発表審査の審査結果は、受験者に通知しないものとする。

カ 本審査会（技能審査）

(ア) 技能審査は技能審査チェック項目、技能審査チェック項目の補足説明等に基づき、五段  
位認定者にふさわしい技量を持っているか否かについて厳格に審査するものとする。

(イ) 技能審査結果は、受験者に通知するものとする。

キ 最終合否判定

審査結果の最終合否判定は、一次審査、筆記試験、意見発表審査、技能審査の各審査員代表  
者（各審査員長）並びに理事長が指名する全麵協役員及び専務理事並びに段位認定部長で編成  
する「五段位認定会合否判定会議」により総合的に判定し、理事長が決定するものとする。

(5) 六段位（蕎士）、七段位（准範士）、八段位（範士）（以下、上位段という）認定選考会

ア 上位段選考委員会

全麵協本部に理事長が指名する全麵協役員及び、理事長が委嘱する外部有識者等で構成す  
る上位段選考委員会を置く

イ 上位段は、上位段選考委員会における選考結果の答申を受けて理事長が決定し、認定する。

(ア) 六段位（蕎士）の審査及び認定

六段位（蕎士）に認定を希望する者又は推薦を受け受験する者に対しては、上位段選考委  
員会が本規程第 7 条（5）の受験資格、これまでの活動状況、そばに関わる実績書類の提出  
を受けて詳細に精査したうえ、本審査（面接審査及び技能の型、所作の品格等の審査）を実  
施し、適任と認める者を理事長に答申して理事長が認定する。

(イ) 七段位（准範士）の認定

七段位（准範士）の認定を希望する者又は推薦を受けて受験する者に対しては、上位段選  
考委員会が本規程第 7 条（5）の受験資格について、これまでの活動状況、そばに関する実  
績書類の提出を受けて選考委員会が詳細に精査したうえ、面接審査を行い適任であると認め  
られる者の中から、真に人格高潔で全麵協のリーダーとしての識見を有する者を理事長に答  
申し理事長が認定する。理事長は、本規程により七段位に認定した者がいるときは、次年度  
の全麵協総会に報告するものとする。

(ウ) 八段位（範士）の認定

八段位（範士）の認定を希望する者又は推薦を受けて受験する者に対しては、上位段選考  
委員会が本規程第 7 条（5）の受験資格、これまでの活動状況、そばに関わる実績書類の提  
出を受けて選考委員会が詳細に精査したうえ、面接審査で適任と認められる者で、人望も厚  
く社会的にも最高度に信頼が得られる人物を理事会に答申し、理事会の推挙に基づき理事  
長が認定するものとする。理事長は本規定により八段位に認定した者がいるときは、次年  
度の全麵協総会において報告するものとする。

第 6 条 段位認定会開催主催者の責務

1 開催主催者は段位認定部及び各支部並びに選任した審査員と連携して、公平・公正かつ公明な段  
位認定会の開催及び審査が行われるよう努めなければならない。

2 開催主催者は個別の審査結果を受験者に交付し、審査結果を明らかにしなければならない。ただ

- し、五段位意見発表審査並びに六段位面接審査、技能審査及び七、八段位面接審査の結果は除く。
- 3 開催主催者は、受験者の個人情報や審査結果の得点などを他に漏らしたり、他に利用してはならない。
- 4 開催主催者は、段位認定部が各支部と連携して開催する地方審査員審査技術研修会等にも積極的に参加するとともに、段位認定部が作成した「全麵協そば道段位認定会支援システム」等を参照し、公平・公正かつ公明で円滑な段位認定会が開催できるように努めなければならない。

### 第3章 受験資格

#### 第7条 段位認定会の受験資格

##### 1 段位別受験資格

###### (1) 初段位

初段位認定会は何人でも受験することができる。ただし、段位認定者は地域におけるそばの活動等を行う指導者としての役割が求められていることから、最小対象年齢を原則として「13歳」とする。

###### (2) 二段位及び三段位

二段位及び三段位の段位認定会を受験する者は、前段位認定後1年度以上経過している者で、全麵協定款に基づき会費納入規程に定める個人会員として年間の納入基準額2,000円を、正会員団体に所属していない者は会費納入規程第2条第3項に定める特別個人会員としての納入基準額5,000円を納付していなければならない。

ただし、二段位受験で高校生以下の学生は、全麵協正会員団体に所属しておらず納入基準額2,000円を納入していない者又は特別個人会員としての納入基準額5,000円を納入していない者であっても受験することができるものとする。

###### (3) 四段位

ア 四段位の段位認定会を受験する者は、三段位に認定後2年度以上経過し、個人会員として年間の納入基準額2,000円を納付していなければならない。

イ 四段位受験者は四段位認定講習会の受講を修了し、所属する全麵協正会員代表者の承認印を受けなければ事前審査を受験することができない。

ウ 四段位認定会の事前審査受験資格があり、受験の申込み希望を提出し、事前審査関係の書類を受領した時は事前審査を受験したものと見なし、正当な理由なくその回答をしなかった場合は事前審査を不合格とする。

###### (4) 五段位

ア 五段位の段位認定会を受験する者は、四段位に認定後3年度以上経過し、個人会員として年間の納入基準額2,000円を納付していなければならない。

イ 五段位認定会の受験を希望する者は、一次審査を受験しなければならない。一次審査の受験者は全麵協正会員代表者の推薦を受け、これまでのそばに関する活動状況を証明する単位取得状況及び全麵協本部から出題された小論文を提出しなければならない。

ウ 一次審査の受験を希望する者は、一次審査関係の書類を受領した時点で一次審査を受験したものとみなし、正当な理由なく小論文等の書類を提出しなかった場合は一次審査を不合格とする。

エ 筆記試験は意見発表審査、技能審査(以下、「本審査」という。)の前に受験し、筆記試験全科目に合格しなければ、本審査を受験することができないものとする。

(5) 六段位以上の上位段

上位段の認定を希望して自らが受験を申請する者(以下「自己申請」という)、又は上位段認定を推薦されて受験を申請する者(以下「推薦申請」という)の受験資格等は次表のとおりとする。

段 位	受験者区分	受験資格要件	受験資格年数	推薦者及び人数
六段位	自己申請	1 そばに関する豊富な知識を有しそばの普及、継承活動を積極的に推進していること	五段位に認定後満5年以上経過	
	推薦申請			全麵協役員2名以上
七段位	自己申請	2 高度なそば打ち技術を有し、その指導力が優れていること	六段位に認定後満1年以上経過	
	推薦申請			全麵協役員3名以上
八段位	自己申請	3 全麵協事業に積極的に参画し、組織運営に多大な貢献していること	七段位に認定後満1年以上経過	
	推薦申請			全麵協理事会の推薦

2 受験資格期日の算定基準

受験資格の経過年数は、段位認定会の実施年度を基準とする。この年度は4月1日から翌年3月31日までを1年度として算定するものとする。

3 認定講習会の受講

- (1) 四段位及び五段位の段位認定会を受験する者は、そばに関する高度な知識を習得するとともに、全国各地のそば仲間との普及活動や貢献活動等についての情報交換を行い、地域の指導者としての見識を高めるため、全麵協本部が実施する四段位又は五段位認定講習会を受講修了しなければならない。
- (2) 前項の認定講習会を受講修了した者は、四、五段位認定会の受験機会が3回与えられる。この回数を超えて事前審査、一次審査、筆記試験及び技能審査に合格しなかった場合は、再度認定講習会を受講修了しなければならない。

4 再受験までの期間

四段位以下の段位認定会において不合格になった場合は、「審査結果」を参考にして研鑽・練習を積むことが必要であり、そのために再受験までの期間を次の通り設定する。この期間に満たない場合は段位認定会を受験することはできない。

該当段位	再受験期間
初段位	2カ月以上
二段位	6カ月以上
三段位	1年間以上
四段位以上	1年度以上

## 第4章 段位認定会実施要領

### 第8条 段位認定審査実施要領

- 1 段位認定審査は初段位から三段位までは技能審査を、四段位は事前審査及び技能審査を、五段位



は一次審査、筆記試験、本審査(意見発表・技能審査)を行う。

#### (1) 技能審査

技能審査は、水回し・こね、のし、切りの3工程と事前準備、衛生、片付け、総評(態度・活動歴など)について、本規程第9条に定める段位認定技能審査基準及び別表に定める「技能審査チェック項目」「同補足説明」等により審査する。

##### ア 技能審査で使用する材料

- (ア) 認定会で使用するそば粉等については、開催主催者が用意する「そば粉」「つなぎ粉(小麦粉)」及び「水」の3点とし、これ以外の材料は認めない。粉の重量は、本規程第9条の審査基準で段位ごとに定める。
- (イ) 四段位、五段位認定会で使用するそば粉及び小麦粉(つなぎ粉)は、段位認定部が指定した者が試し打ちを実施した上で選定し、各技能審査会場ではほぼ同一のそば粉(つなぎ粉)を使用するものとする。

##### イ 技能審査で使用する道具

- (ア) 技能審査は手打ちによって製麺するものとするが、使用できる道具類は地域性を考慮して判定する。ただし、「半自動送りの包丁」など手打ちを補助する道具類の使用は認めない。
- (イ) 段位認定会審査時に使用する用具類は、開催主催者が準備するものとするが、包丁、切り板、こま板、麺棒等の小間物は、受験者が持参して使用することができる。
  - ① 木鉢は、初段位、二段位認定会では外径約48cm、又は54cmとするが、主催者が外径約48cmの木鉢を準備できない場合は、受験者の持ち込みも認めるものとする。三段位認定会及び四段位、五段位認定会では全麺協が指定した外径約54cmとする。
  - ② ふるいは全麺協が指定した網目40目又は32メッシュで外径約24cmとする。

##### ウ 技能審査の所要時間

技能審査の所要時間は、開始の合図があってから終了の合図があるまで40分間(六段位は50分間)とする。なお、開始前の手洗い、衛生、服装検査、終了後の後始末検査に要した時間はこの時間内に含まれない。

##### エ のし厚、切り幅

のし厚、切り幅は、概ね1.5mmから2.0mmを基準とし、地域の特色を考慮するものとする。「切り揃え率」及び「つながりの長さ」は、本規程第9条の審査基準により段位ごとに判定する。

##### オ 姿勢

技能審査におけるそば打ちの姿勢は、地域の特色を考慮して立つ、座る等の打ち方は問わないが、その姿勢、態度の品性について判定する。

##### カ その他

食品衛生の観点から、爪、頭髪の手入れ、服装の品位、清潔感等について審査するほか、作業中のそば粉等のこぼれ、道具、衣服、身体の汚れ方、道具の後始末の状態についても審査判定する。

#### (2) 四段位事前審査・技能審査

- ア 四段位認定会における事前審査は、これまでのそばに関する活動を証明する単位取得状況、全麺協本部から出題された小論文について精査し判定する。
- イ 四段位認定会事前審査の結果は、技能審査の結果と併せて最終的に判定するものとする。

(3) 五段位一次審査・筆記試験審査・本審査

ア 五段位認定会における一次審査は、これまでのそばに関する活動を証明する単位取得状況、全麵協本部から出題された小論文について精査し判定するものとする。

イ 五段位認定会における筆記試験審査・本審査は、そばの栽培、品種、栄養、健康、そばの歴史、文化、全麵協並びに段位認定制度の理解度等そばについての幅広い知識を審査するほか、そば普及の貢献度や活動状況について精査し、さらに意見発表審査等によって人物評価を行うなど総合的に判定するものとする。

ウ 一次審査・筆記試験の結果は、本審査の結果と併せて最終的に判定するものとする。

(4) 六段位以上の審査

六段位以上の上位段の選考は本規程第9条の規定によるもののほかは、上位段選考委員会の判断によるものとする。

## 第9条 段位認定技能審査基準

### 1 初段位

- (1) そば粉の量は700g(そば粉500g、つなぎ粉200g)とする。
- (2) そばの切揃え率が60%以上である。
- (3) そばを持上げても20cm位につながっている。
- (4) そばを打つ姿勢が堂々として落ち着いている。
- (5) 周囲へのそば粉のこぼれが少なく、道具や衣服、身体の汚れ方も少ない。また、道具の始末が正確にできている。

### 2 二段位

- (1) そば粉の量は1000g(そば粉800g、つなぎ粉200g)とする。
- (2) そばの切揃え率が70%以上である。
- (3) そばを持上げても23cm位につながっている。
- (4) そばを打つ姿勢が堂々として落ち着いている。
- (5) 周囲へのそば粉のこぼれがなく、道具や衣服、身体の汚れ方も少ない。また、道具の始末が正確にできている。

### 3 三段位

- (1) そば粉の量は1500g(そば粉1200g、つなぎ粉300g)とする。ただし、年齢が70歳以上で本人が希望する場合は1200g(そば粉1000g、つなぎ粉200g)とすることができる。
- (2) そばの切揃え率が90%以上である。
- (3) そばを持上げても25cm位につながっている。
- (4) そばを打つ姿勢が非常に堂々として落ち着いている。
- (5) 周囲へのそば粉のこぼれがなく、道具や衣服、身体の汚れが全くない。また、道具の始末が完璧にできている。

### 4 四段位

- (1) そば粉の量は1500g(そば粉1400g、つなぎ粉100g)とする。ただし、年齢が70歳以上で本人が希望する場合は1200g(そば粉1100g、つなぎ粉100g)とすることができる。
- (2) そばの切揃え率が95%以上である。
- (3) そばを持上げても25cm以上につながっている。

- (4) そばを打つ姿勢が非常に堂々として落ち着きがあり、品格がある。
- (5) 周囲へのそば粉のこぼれがなく、道具や衣服、身体の汚れが全くない。また、道具の始末が完璧にできている。

#### 5 五段位

- (1) そば粉の量は 1500 g (そば粉 1500 g、つなぎ粉なし)とする。ただし、年齢 70 歳以上で本人が希望する場合は 1200 g (そば粉 1200 g、つなぎ粉なし)とすることができる。
- (2) そばの切揃え率が 95%以上である。
- (3) そばを持上げても 25 cm 以上につながっている。
- (4) そばを打つ姿勢が非常に堂々として落ち着きがあり、風格がある。
- (5) 周囲へのそば粉のこぼれがなく、道具や衣服、身体の汚れが全くない。また、道具の始末が完璧にできている。

#### 6 六段位 (蓄士)

- (1) そば粉の量は 1200 g (そば粉 1000 g、つなぎ粉 200 g)とする。
- (2) そば打ちの型に無駄がなく理にかなっている。
- (3) そばを打つ姿勢に威厳がある。

### 第 10 条 受験料と認定料

#### 1 受験料

段位認定会の受験者は技能審査受験申込の時に、次の受験料を開催主催者に納入しなければならない。ただし、四段位認定会・事前審査受験者は当該審査受験申込時に 2,000 円、五段位認定会・一次審査受験者は、当該審査申込時に 3,000 円の受験料を全麵協本部に納入しなければならない。

段 位	受験料	全麵協正会員団体に所属していない者及び正会員団体に所属していても納入基準額を納付していない者	備 考
初段位	6,000 円	7,000 円	
	4,000 円	4,000 円	学生(13 歳以上)
二段位	8,000 円		
	4,000 円	4,000 円	学生(13 歳以上)
三段位	10,000 円		
四段位	20,000 円		
五段位	30,000 円		
六段位	50,000 円		
七段位	50,000 円		
八段位	50,000 円		

※ 学生とは、高校生以下とする。

※ 初段位受験料は特例として、令和 7 年 3 月 31 日までは 3,000 円とする。

#### 2 認定料

段位認定会において段位を認定された者は、次の認定料を全麵協本部に納入しなければならない。

段 位	認定料	全麵協正会員団体に所属していない者及び正会員団体に所属していても納入基準額を納付していない者	備 考
初段位	5,000 円	8,000 円	
	4,000 円	4,000 円	学生(13 歳以上)
二段位	6,000 円		
	4,000 円	4,000 円	学生(13 歳以上)
三段位	12,000 円		
四段位	20,000 円		
五段位	30,000 円		
六段位	100,000 円		
七段位	100,000 円		
八段位	200,000 円		

### 3 返金

受験料及び認定料は返金しないものとする。ただし、受験料は主催者側の都合で中止した場合は返金するものとする。

#### 第 1 1 条 段位認定登録者等の管理

- 1 全麵協本部は第 5 条の規定により、開催主催者から段位認定者の報告を受理した時は、「段位認定登録者名簿」に登載して管理するものとする。
- 2 開催主催者は段位認定会に応募した者、受験応募したが受験できなかった者、棄権した者、不合格になった者、失格した者を全麵協事務局に報告するものとする。全麵協本部事務局は報告を受理した時は、それぞれの名簿に登載して管理するものとする。
- 3 全麵協正会員は、所属する段位認定登録者の登録事項に変更を生じたときは、速やかに様式第 3 号「段位認定登録者の登録事項変更届」によって、全麵協本部事務局に報告しなければならない。段位認定登録者名簿の登録事項のうち、認定番号、氏名、住所(市区町村まで)、所属している団体名、認定年月日、認定会場については公開する。

## 第 5 章 段位認定審査員の任用

#### 第 1 2 条 審査員選考委員会

- 1 段位認定会では公平、公正かつ信頼性の高い審査を行う必要があり、審査員には高度な審査技術が求められている。そのため、特任審査員並びに全国審査員及び地方審査員は真に適任者を選考し、委嘱又は任用する機関として段位認定審査員選考委員会（以下、「審査員選考委員会」という。）を設置する。
- 2 審査員選考委員会の構成は次のとおりとする。

委員長	専務理事
副委員長	段位認定部長(理事)
委 員	指導普及部長(理事)



同	広報渉外部長(理事)
同	総務部長(理事)
同	支部長代表(理事1名)
同	全麵協事務局長(理事)
同	委員長が指名した者(2名)

### 第13条 段位認定審査員の選考手順並びに選考基準

#### 1 審査員の選考手順、並びに選考基準は次のとおりとする。

##### (1) 特任審査員

段位認定部は以下の者の中から適任と認められる者を選定して、審査員選考委員会に推挙して理事会に諮って理事長が任用する。ただし、段位認定部が推挙するにあたっては、各支部の意見を聴取するものとする。

ア 全麵協顧問、相談役、参与として理事長から委嘱された者。

イ 段位認定制度の発展に多大な功績があり、かつ、全麵協の運営に大きな貢献があつて、理事長より名誉師範、師範、師範代のいずれかの称号を授与され、段位認定制度の普及活動に全国レベルで大きく貢献できる者。

ウ 六段位認定者又は全国審査員として概ね5年以上経過している者の中から、手打ちそばに関する幅広い知識を有し、豊富な経験と高度な技術を保有する者。

エ 段位認定制度による段位認定会の審査員として、積極的に協力が得られる者。

オ 特任審査員として公平、公正かつ厳正な技能審査を行い、受験者等から信頼が得られる者。

カ 全麵協会費納入規程に定める個人として、納入基準額を納付している者。ただし、名誉師範、師範代、顧問、相談役、参与はこの限りではない。

キ 特任審査員として任用されてから3年が経過している者で、更新手続きを終了していること。

##### (2) 全国審査員

段位認定部は以下の者の中から適任であると認められる者を選定して、審査員選考委員会に推挙して理事会に諮って理事長が任用する。

ア 五段位認定者で認定後2年以上経過している者、かつ指導員一級または二級で手打ちそばに関して幅広い知識と高度な技術を保有している者。

イ 段位認定制度についてその趣旨を良く理解し、かつ、その普及活動に支部内において積極的に貢献している者。

ウ 段位認定制度による段位認定会の審査員として、無償でも積極的に参加できる者。

エ 全国審査員として公平、公正かつ厳正な技能審査を行い、誰からも信頼が得られ、敬意を払われる人格を有している者。

オ 全麵協会費納入規程に定める個人として、納入基準額を納付している者。

カ 全国審査員として任用されてから5年が経過している者は、更新手続きを終了していること。

##### (3) 地方審査員

以下の者の中から全麵協正会員代表者から推薦を受け、段位認定部において書類審査を実施し、適任であると認められる者を審査員選考委員会に推挙し、同委員会の承認を得て理事長が「地方

審査員証」(電子的なものを含む)を交付して任用する。

ア 全麵協五段位に認定され、地方審査員任用講習会の受講を修了している者。(四段位及び三位段に認定され、既に地方審査員として任用されている者を含む)

イ 段位認定制度について、その趣旨を良く理解している者。

ウ 段位認定制度による段位認定会の審査員として、無償でも積極的に参加できる者。

エ 地域におけるリーダーとして全麵協の各種事業等に積極的に貢献し、かつ、そばの普及活動等に真剣に取り組んでいる者。

オ 審査員として公平、公正かつ厳正な技能審査を行うことができる高潔な人格を有し、誰からも信頼されていること。

カ 全麵協会費納入規程に定める個人として、納入基準額を納付していること。

キ 地方審査員として任用されてから5年が経過している者は、更新手続きを終了していること。

#### 第14条 段位認定会における審査員の選任

- 1 初段位、二段位、三位認定会の審査員は、主催者団体から提示された「審査員候補者簿」に基づき、段位認定部が選任するものとする。
- 2 四段位、五段位の技能審査の審査員は、全麵協本部が特任審査員、全国審査員の中から選任するものとする。
- 3 四段位事前審査員及び五段位筆記試験審査員並びに五段位意見発表審査員は、学識経験者、地域振興専門家、全麵協役員等の中から適任者を選任するものとする。
- 4 段位認定部は各支部と共同して地方審査員名簿を作成し、段位認定会における審査員として従事した状況を把握し、できる限り多くの地方審査員が審査を体験できるように配慮するものとする。
- 5 各支部は支部所属の審査員の審査実績を記録し、毎年度、段位認定部と共有するものとする。また、初段位、二段位、三位認定会においては開催主催者と連携し、審査員の審査機会に偏りがないう働きかけるものとする。
- 6 四、五段位認定会においては、受験申込時、所属団体の代表者の承認又は推薦を受けることになっているが、承認・推薦されたものが受験する認定会には、当該承認者・推薦者は審査員になることはできないものとする。

### 第6章 段位認定審査員の責務、任務

#### 第15条 段位認定審査員の責務

- 1 段位認定審査員は、全麵協の基幹事業である段位認定制度における段位認定会の審査員を務めているとの自覚を持ち、審査のときだけでなく日々の言動にも十分配慮しなければならない。
- 2 段位認定審査員は審査技能を向上させるため自己研鑽を怠らず、また、段位認定制度の普及と信頼性を高めるための活動を積極的に行わなくてはならない。
- 3 段位認定審査員は全麵協本部及び各支部の行う各種行事、研修会等に積極的に参加して自己の審査能力の向上に努めなければならない。
- 4 審査員は、審査員を務めた時に知りえた受験者の個人情報や審査結果及び得点などを他に漏らしたり、利用してはならない。

- 5 段位認定審査員は審査上発生した課題、問題点及び段位認定制度の発展と普及についての提案を、全麵協本部事務局を通じて段位認定部に報告しなければならない。
- 6 初段位、二段位認定会及び三段位認定会における審査員長は、特任審査員、全国審査員又は段位認定部が適任であると認めた者から選任する。

## 第16条 各認定審査員の任務並びに任期

### 1 特任審査員

- (1) 特任審査員は、すべての段位認定会の審査員及び三段位、四段位、五段位認定会の審査員長を務めることができる。
- (2) 特任審査員の任期は3年とし再任を妨げない。ただし、原則として3期を限度とする。
- (3) 前2項による任用又は更新手続きをするときは、任用又は更新手数料30,000円を全麵協本部に納入しなければならない。なお、名誉師範・相談役はこの手数料を免除する。

### 2 全国審査員

- (1) 全国審査員は五段位及び四段位認定会の審査員及び初段位、二段位、三段位認定会の審査員並びに審査員長を務めることができる。
- (2) 全国審査員の任期は5年とし、活動状況、適格性等について選考委員会において審査し更新するものとする。
- (3) 前2項による任用又は更新手続きをする時は、任用又は更新手数料30,000円を全麵協本部に納入しなければならない。
- (4) 全国審査員は全麵協本部が開催する全国審査員研修会に出席し、審査技術の向上に努めなければならない。

### 3 地方審査員

- (1) 地方審査員（五段位認定者）は初段位、二段位及び三段位認定会の審査員を務めることができる。すでに地方審査員に任用されている三段位認定者は初段位認定会の審査員、四段位認定者は初段位及び二段位認定会の審査員を務めることができる。なお、審査は所属支部内で開催される認定会に限るものとする。
- (2) 地方審査員の任期は5年間とし、再任用を希望する場合は、その時点で更新の手続きをしなければならない。
- (3) 前2項による任用又は更新手続きをするときは、任用又は更新手数料10,000円を全麵協本部に納入しなければならない。
- (4) 前号の更新手続きをする場合は、本規程第20条で定める地方審査員審査技術研修会の研修を5年間で3回以上の受講を修了し、再度、段位認定部における活動状況についての書類審査を受けるものとする。

## 第17条 段位認定会における審査員数

- 1 段位認定会の公平・公正を期すため、次の各号に定める複数の審査員による審査を行うものとする。
- 2 初段位、二段位、三段位認定会における審査員は原則として5名で、特任審査員、全国審査員及び地方審査員で構成するものとする。ただし、受験者の数、受験会場等の状況によって実施が困難な場合は、段位認定部と協議した人数の審査員とすることができるものとする。

3 四段位、五段位認定会における審査員は原則として5名で、特任審査員及び全国審査員で構成するものとする。

#### 第18条 五段位本審査意見発表審査員及び上位段選考会審査員の委嘱

五段位本審査意見発表審査員及び上位段選考会審査員は、必要に応じて全麵協本部において学識経験者、地域振興専門家及び全麵協役員の中から適任者を選定し、理事長が委嘱する。

#### 第19条 特任審査員・全国審査員会議

- 1 段位認定部は本規程第1条に規定する目的を達成するため、必要に応じて特任審査員・全国審査員合同会議又は個別の会議を開催するものとする。この会議は、地方審査員及び開催主催者並びに段位認定会受験者等から出された技能審査に関する疑問や質問に対して統一した見解を示すとともに、審査員相互の見解の相違やバラツキについて協議し、技能審査が公平・公正に行われるようにするために開催するものとする。
- 2 特任審査員・全国審査員合同会議又は個別の会議結果については、全麵協ホームページ等で速やかに公開し、地方審査員、開催主催者及び段位認定会受験者等に知らせ、審査の公平・公正を期すものとする。

#### 第20条 地方審査員審査技術研修会

段位認定部は各支部と共同して年度内に1回、地方審査員任用講習会とは別に審査技術研修会を開催するものとする。この技術研修会は地方審査員として必要な知識と審査技術について研修を行うとともに、技能審査の模擬体験等を実施し地方審査員としての審査技術の向上を図るものとする。

#### 第21条 認定審査員資格の取消

- 1 認定審査員が次の各号の一に該当するときは、認定審査員としての資格を取消すものとする。この場合、認定審査員台帳の登載を抹消するとともに、交付された審査員認定証を速やかに全麵協本部に返還しなければならない。
- 2 認定審査員の審査が公平・公正でないと疑念が持たれる場合、及び受験者の個人情報や審査結果を漏らす行為があり、段位認定部からの要請に基づき理事会に諮って、認定審査員として不適任であると認められたとき。
- 3 認定審査員本人から辞任の申出があったとき。
- 4 地方審査員が更新手続きを行わなかったとき。ただし、海外赴任、病気入院等で更新手続きが行えない特別な事由がある場合は除く。

## 第7章 四段位、五段位認定会の経費負担

#### 第22条 四段位、五段位認定会の経費負担

- 1 本規程第10条(1)に規定する四、五段位受験料は、全麵協本部の収入とする。
- 2 審査員等に対する日当交通費、宿泊費等は、全麵協本部が支給するものとする。
- 3 四段位、五段位認定会開催に際して現地に派遣され、認定会業務の任務に当たる本部スタッフの日当交通費、宿泊費等については、全麵協本部が国内旅費規程の定めるところにより支給するものとする。



とする。

- 4 主管支部は、四段位、五段位認定会開催前に必要経費概算見積書を、終了後には精算書を全麵協本部に提出するものとする。
- 5 全麵協本部は、四段位、五段位認定会の開催主管に対して必要経費を支給するものとする。開催主管が支出できる支出項目は概ね次の通りとする。
  - (1) 会場費(会場借上げ費、会場設営費)
  - (2) 印刷費(認定会パンフレット、開催報告書)
  - (3) 会議費(印刷費、飲み物・茶菓子)
  - (4) 実行委員会費(要員の弁当代、お茶代)
  - (5) その他の経費については、全麵協本部と主管支部が事前に協議して決定するものとする。

## 第8章 補足

### 第23条 段位認定制度を補完する役職

段位認定制度を補完する役職として次のものを置く。

- (1) 指導員一級(旧主席指導員)
- (2) 指導員二級(旧指定指導員)
- (3) 指導員三級(旧支部公認指導員)

### 第24条 指導員の任用

- 1 指導員一級は、指導員二級を3年度以上経験し、各支部から推薦され、そばに関する高い知識、高度のそば打ち技術に習熟しており、かつ、人格的に他から尊敬され指導力に優れている者の中から指導普及部が推挙し、理事長が任用する。指導員一級は全麵協各支部に若干名配置するものとする。
- 2 指導員二級は五段位に認定されている者の中で指導員三級を3年度以上経験し、そばに関する高い知識及び技能を有し、かつ人格的にも他から尊敬され、そば打ち指導者として貢献できると認められる者の中から指導普及部が推挙し、理事長が任用する。
- 3 指導員三級は、四段位に認定され全麵協各支部が実施する「指導員任用講習会」の受講を修了し、各支部における活動実績等の審査を経て適任であると全麵協本部に上申された者を理事長が任用する。
- 4 各指導員は個人会員として納入基準金額を納付している者とする。
- 5 各指導員に任用された者は任用料5,000円を本部に納付しなければならない。
- 6 本規程改正前にすでに任用されている支部公認指導員、指定指導員、主席指導員はそのまま移行するものとする。

### 第25条 指導員任用講習会・指導員指導技術講習会の開催

- 1 支部は全麵協本部指導普及部と協議し、指導員任用講習会・指導員指導技術講習会を主催開催するものとする。
- 2 任用講習会・指導員指導技術講習会では、指導員の心構え及びそば打ち指導に必要な知識と技術について講習を行うが、講習の内容について支部は指導普及部と緊密に連携するものとする。

## 第26条 各指導員の任務

### 1 指導員一級

- (1) 支部内におけるそば打ち技能の向上と伝統食としてのそばの普及に努めるものとする。
- (2) 指導普及部及び支部長並びに当該支部内の全国審査員及び指導員二、三級と連携して、次の任務を遂行するものとする。
  - ア 全麵協の標準的なそばの打ち方の調査研究を行い「全麵協モデル」の確立
  - イ 所属支部内の全麵協正会員団体に対するそば打ち技術出張指導の実施計画の作成
  - ウ 全麵協本部と共同して支部が実施する地方審査員審査技術研修会における指導責任者
  - エ その他、全麵協本部が実施する諸事業へ参加
  - オ 全麵協研修センターにおいて指導方法、指導要領、道具の取り扱い方等についての研修を受け、共通した指導要領により支部内の指導員一、二級への伝達
  - カ 段位受験者の技術向上を図るため、指導員二級と協調して支部内で「そば打ち技術向上研修会」(三段位)を毎年度1回以上開催
  - キ 支部内会員の中で指導者が不在の団体に対して、指導員を派遣して出張授業を実施

### 2 指導員二級

指導普及部及び支部長と連携して、共通の認識のもと次の任務を遂行するものとする。

- (1) 全麵協の標準的なそば打ちの技能を研修するための研修会における指導
- (2) 全麵協認証そば道場における巡回そば打ち指導
- (3) 全麵協正会員団体からのそば打ち指導要請に基づく出張指導
- (4) 各支部が開催する地方審査員審査技術研修会における指導
- (5) 全麵協研修センターで開催する各種研修会、講習会における指導
- (6) その他全麵協本部が開催する研修会、講習会等における指導
- (7) 指導普及部及び支部長と連携して、毎年度1回以上「全麵協そば打ち研修会」の開催

### 3 指導員三級

指導普及部及び支部長と連携して、共通の認識のもと次の任務を遂行するものとする。

- (1) 支部主催の三段位受験者を対象とした所属支部内で開催される「そば打ち技術向上研修会(三段位)」における講師
- (2) 正会員団体からの要請に基づき支部が派遣する指導員として出張授業の講師
- (3) 全麵協そば道段位認定制度を支えるリーダーとして地域におけるそば道の普及
- (4) 指導員は指導力を向上させるため自己研鑽に努め、指導力向上を目的とした支部主催の指導員指導技術研修会への参加。

## 第27条 指導員の任期

- 1 指導員の任期は3年度とし、再任用を希望する場合は、その時点で更新の手続きをしなければならない。
- 2 前項による更新手続きをする場合は、再度研鑽状況や活動状況等についての書類審査を受けるものとする。
- 3 前項による更新手続きをする場合は、更新手数料5,000円を本部に納入しなければならない。
- 4 更新に関わる業務は本部と連絡を密にして支部が担当するものとする。

## 第28条 指導員の任務遂行に伴う必要経費

- 1 指導員の任務遂行に伴う必要経費は、原則として当該支部の負担とする。
- 2 第25条の任用講習会並びに前項に定める研修会等における経費は、基本的には参加者からの受講料等で賄い、不足分については原則として当該支部の負担とする。

## 第29条 全麵協認証そば打ち道場等の開設

- 1 全麵協本部は全麵協正会員から申請があったときは、そば打ち技術・知識の普及を図るために認証道場の開設を承認し、これを運営させることができるものとする。
- 2 全麵協本部は、段位認定事業を推進するために全麵協研修センターを設置する。
- 3 前項の認証道場の開設手続き、運用に関する事項は別に定める。

## 第30条 疑義の解決

本規程に疑義が生じたときは、段位認定部で検討して解決するものとする。ただし、重要な事項については理事会に報告するものとする。

## 附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和3年4月1日から改正施行する。
- 3 次に掲げる要綱、規程、細則及び要項は廃止する。
  - (1) 一般社団法人全麵協素人そば打ち段位認定制度基本要綱
  - (2) 一般社団法人全麵協素人そば打ち段位認定制度審査基準規程
  - (3) 一般社団法人全麵協素人そば打ち段位認定制度認定審査員規程
  - (4) 一般社団法人全麵協素人そば打ち段位認定制度全国認定会実施細則
  - (5) 一般社団法人全麵協素人そば打ち段位認定制度段位認定審査員選考委員会設置規程
  - (6) 一般社団法人全麵協素人そば打ち段位認定制度「六段位」「七段位」「八段位」認定制度運用要項

## 全麵協研修センター使用状況 (R2. 6~R3. 3)

NO	利用日	利用時間	件名	摘要
1	6月21日(日)	9:00-17:00	令和2年度通常総会	
2	7月7日(火)	13:00-17:00	首都圏支部役員会	
3	8月1日(土)	9:00-17:00	四段位講座	
4	8月8日(土)	9:00-17:00	四段位講座	
5	8月13日(木)	9:00-17:00	四段位講座	
6	8月18日(火)	18:00-21:00	5回教室	
7	8月27日(木)	9:00-17:00	四段位講座	
8	9月5日(土)	9:00-17:00	四段位講座	
9	9月10日(木)	9:00-17:00	四段位講座	
10	9月12日(木)	9:00-17:00	四段位講座	
11	9月15日(火)	18:00-21:00	5回教室	
12	9月20日(日)	9:00-17:00	三段位東京大会	
13	9月21日(月)	9:00-17:00	三段位東京大会	
14	9月24日(木)	9:00-17:00	四段位講座	
15	9月26日(土)	9:00-17:00	三段位東京大会	
16	10月3日(土)	9:00-17:00	四段位講座	
17	10月8日(木)	9:00-17:00	四段位講座	
18	10月17日(土)	9:00-17:00	四段位講座	
19	10月20日(火)	18:00-21:00	5回教室	
20	10月22日(木)	9:00-17:00	四段位講座	
21	10月24日(土)	9:00-17:00	首都圏支部三段位技術講習会	
22	10月29日(木)	9:00-17:00	首都圏支部三段位技術講習会	
23	11月7日(土)	9:00-17:00	四段位講座	
24	11月12日(木)	9:00-17:00	四段位講座	
25	11月17日(火)	18:00-21:00	5回教室	
26	11月27日(金)	9:00-17:00	首都圏支部三段位技術講習会	
27	11月28日(土)	9:00-17:00	首都圏支部三段位技術講習会	

※2020/4/13~5/25緊急事態宣言

※2021/1/8~3/21再度の緊急事態宣言発令により年度内の使用中止

※使用人員は約400名程度

添付資料 6

地方公共団体正会員・正会員 名簿

北海道支部

令和3年5月31日現在

番号	正会員名	代表者氏名	郵便番号	連絡先住所	送付先	電話番号	携帯番号
1	幌加内町	町長 細川 雅弘	074-0492	北海道雨竜郡幌加内町幌加内 幌加内町役場 地域振興室そば振興係	野村 道宏	0165-35-2121	
2	新得町	町長 浜田 正利	081-8501	北海道土川郡新得町三条南4-26 新得町役場 産業課観光係	加賀谷 敬	0156-64-0522内123	
1	幌加内町そば祭り実行委員会	委員長 中南 裕行	074-0411	北海道雨竜郡幌加内町幌加内1299 JAきたそらち幌加内支所内	事務局長 林 勝三		090-8902-7705
2	(株)北村そば製粉	代表 北村 忠一	074-0401	北海道雨竜郡幌加内町平和		0165-35-2701	
3	北海道そば研究会	会長 斉藤 馨	079-0313	北海道空知郡奈井江町本町10区	小澤 達司	0125-65-4187	090-2814-4128
4	札幌手打ちそば愛好会	会長 牧野 博巳	005-0861	北海道札幌市南区真駒内254-263	事務局長 細谷 幸夫	011-592-6003	090-2812-4968
5	苫小牧手打ちそば愛好会	会長 高谷 晶美	059-1271	北海道苫小牧市澄川町5-25-13	事務局長 西谷 晃	0144-67-1789	
6	いしかり手打ちそば同好会	会長 藤田 宜且	002-8011	北海道札幌市北区太平十一條5-4-13	事務局長 塚越 智	011-773-3669	090-5075-6639
7	奈井江手打ちそば道光会	代表 丸山 勝孝	079-0314	北海道空知郡奈井江町南町6区		0125-65-6163	090-9088-5144
8	そば倶楽部 北竜	代表 中村 尚一	078-2503	北海道雨竜郡北竜町碧水151-1		0164-34-3200	090-3119-2546
9	幌加内そば工房 坂本	代表 坂本 勝之	074-0403	北海道雨竜郡幌加内町下幌加内		0165-35-3227	
10	札幌新川そばの会	代表 佐伯 昌夫	065-0021	北海道札幌市手稲区前田8条8丁目16-19	事務局長 神指芳裕	011-694-2414	090-6691-4020
11	当麻町そば研究会	会長代行 木下 和夫	078-1304	北海道土川郡当麻町四条西3-1-50	事務局長 川上 紗智子	0166-84-2539	090-9522-0871
12	みなみ製粉株式会社	代表取締役 太田 道郎	005-0849	北海道札幌市南区石山612		011-591-1429	090-7514-4575
13	中標津手打ちそばささぎ学校	代表 上原 芳昭	086-1137	北海道標津郡中標津町俵橋14線83-3	事務局長 長瀬 豊	0155-31-5782	080-6092-4369
14	北の郷 そば工房	代表 赤松 幸一	003-0832	北海道札幌市白石区北郷二条6-8-8		011-871-2961	090-3892-4541
15	十勝蕎麦倶楽部	代表 宮澤 敏泰	089-0316	北海道河東郡音更町緑陽台北区9番地5	高橋英三	0155-54-4472	090-9524-5552
16	北海道空知上砂川手打ちそば愛好会	代表 加賀谷 政清	073-0222	北海道空知郡上砂川町下轄南一条3-3-4	事務局長 斉藤 琢也	0125-62-2011	090-8905-3945
17	北広島手打ちそば愛好会	会長 橋本 博道	061-1125	北海道北広島市稲穂町東6-3-21		011-372-5301	090-5079-4291
18	道南ブロック手打ちそば推進協議会	代表 小林 安晴	049-4501	北海道久遠郡せたな町北檜山区北檜山100-35			090-3394-5688
19	音更蕎麦研究会	代表 市川 智寛	080-0104	北海道河東郡音更町新通1-13-11		0155-42-3550	090-1526-0109
20	名寄地区手打ちそば愛好会	会長 奥田 政章	098-0516	北海道名寄市風連町緑町30-20		01655-3-3321	
21	沼田雪中そば倶楽部	会長 川邊 敏隆	078-2201	北海道雨竜郡沼田町旭町3-3-47		0164-35-2666	090-5983-3386
22	中標津手打ちそば同好会	代表 服部 峰雄	086-1006	北海道標津郡中標津町東六条南6-1-12		0153-73-4258	090-8901-6080
23	多寄町そば打ち愛好会	代表 森下 悠次	098-0475	北海道土別市多寄町36線西1		0165-26-2157	080-1890-2157
24	登別蕎麦道場	代表 中山 満晴	050-0054	北海道室蘭市白鳥台町1-33-14	事務局 大村 和憲		090-7835-2786
25	雨竜町手打ちそば同好会	代表 宮崎 清人	078-2639	北海道雨竜郡雨竜町第10町内	事務局長 金山 豊	0125-77-2609	090-9517-8504
26	東家うさぎの会	代表 佐藤 洋輔	064-0804	北海道札幌市中央区南四条西1-6 東家本店		011-231-4572	090-7653-9832
27	幌加内そばうたん会	代表 番水 一光	074-0022	北海道深川市北光町2-32-18	事務局長 井上 正恵	0164-22-6619(会社)	090-1643-9604
28	じぞう庵そば塾	会長 吉住 吉春	073-0001	北海道滝川市北滝の川1001		0125-22-5388	090-3019-6937
29	江別手打ちそば愛好会	会長 服部 渉	067-0024	北海道江別市朝日町3-52		011-383-6280	090-9436-2160
30	Aネットそば打ち研究会	会長 名内 公一	078-8219	北海道旭川市9条通22丁目1-4-102	事務局 池田 光宏		090-6213-4122
31	馬追手打ちそばの会	代表 福田 順次	002-8028	北海道札幌市篠路八条6-16-6		0126-24-2029	080-5581-0488
32	幌加内そばスクール	理事長 守田 秀生	074-0424	北海道雨竜郡幌加内町雨煙別	事務局長 鈴木 琢也	0165-35-3325	090-3115-6933
33	快適生活塾岩見沢手打ちそば同好会	会長 松重 彰伸	068-0021	北海道岩見沢市1条4丁目2メガネの愛眼2階	事務局長 江良 正美	0166-24-8612	090-5222-0629
34	恵庭手打ちそばの会	会長 田中 洋範	061-1372	北海道恵庭市恵み野南2-6-13		0123-36-4320	090-6876-5746
35	東神楽町聖台手打ちそば研究会	会長 熊谷 隆一	078-8802	北海道旭川市緑が丘東2条4-7-3-33	事務局長 野崎 剛	0166-65-2632	090-5229-8808
36	朋練会	理事長 三浦 隆	098-3133	北海道天塩郡天塩町字オヌナイ5111-8		01632-4-3023	090-7513-6626
37	室蘭手打ちそば愛好会	会長 藤本 光一	051-0025	北海道室蘭市常盤町15番14号	事務局長 山中 晴美		090-7053-8808
38	幌加内そば道場運営委員会	委員長 坂本 勝之	074-0411	北海道雨竜郡幌加内町幌加内	事務局 林 勝三	0165-35-2369	080-2878-4159
39	小樽手打ちそば群衆の会	会長 林 勇司郎	047-0031	北海道小樽市色内3-5-15 (株)ユニ力内	事務局長 谷口 政史	0134-31-3001	090-5221-7580
40	恵庭川沿そば道場	会長 木村 幸治	061-1427	北海道恵庭市美咲野1-7-11	事務局長 渡邊 克之	0123-34-3350	090-6267-9786
41	そば道場旭川	会長 細谷 千代美	070-0815	北海道旭川市川端町5条8-2-30	事務局長 佐田 一男	0166-54-2215	090-8639-6261
42	いしかり 札幌星置そば道場	代表 吉田 勝	006-0851	北海道札幌市手稲区星置一条3-5-2-102	事務局長 松本 道博	011-685-4091	090-2693-9058
43	おたる手打ちそば同好会	代表 川合 澄子	048-2671	北海道小樽市オタモイ3-13-16		0134-26-1986	090-8428-9283
44	釧路そば打ち同好会	代表 野村 正史	085-0061	北海道釧路市芦野3-6-8	榎 雅美	0154-37-2277	090-3399-9010
45	札幌蕎麦道会	代表 長谷川 勉	063-0822	北海道札幌市西区発寒二条2-1-13		011-667-0821	090-8270-5624
46	千歳夢工房手打ちそばの会	会長 山口 満	066-0033	北海道千歳市北光7-1-6	事務局長 朝山 政光		090-3113-2890
47	しべつ麵打ち愛好会	代表 小野 勝	098-0475	北海道土別市多寄町36線西3		0165-26-2268	090-9085-0139
48	秩父別そば打ち同好会	会長 大池 豊	078-2100	北海道雨竜郡秩父別町1665-24	事務局 竹内 剛	0164-33-2635	090-9083-6947
49	手打ちそば倶楽部もせうし	会長 進藤 卓弥	074-0008	北海道深川市八条12-37	幹事長 片山 務	0164-22-5458	090-8634-7903
50	大曲手打ちそばの会	会長 谷口 和明	061-1276	北海道北広島市大曲緑ヶ丘4-5-9			080-1896-0961
51	おしゃまんべそば打ちサークル	会長 鹿島 英志	049-3521	北海道山越郡長万部町長万部448-3	白石 拓郎	0137-72-4545	080-8899-3615
52	上川そば打ち愛好会	会長 桜井 博文	078-1742	北海道土川郡上川町西町	片岡 仁	01658-2-3708	090-6219-8780

53	北海道幌加内高等学校	校長 山城 誠	074-0495	北海道雨竜郡幌加内町平和	山本 めぐみ	0165-35-2405	
54	手打ちそばグループ白花	代表 後藤 秀明	002-0857	北海道札幌市屯田七条12-9-30		011-722-7450	090-6268-4861
55	共和手打ちそば愛好会	代表 川本 孝一	048-2211	北海道岩内郡共和町前田11-127	村上 繁	0135-73-2090	090-3394-4056
56	北斗蕎麦打ち倶楽部	会長 関崎 泰博	049-0121	北海道北斗市久根別2-22-11		0138-73-2497	090-6213-7296
57	幌加内手打ちそば雅の会	会長 中村 雅義	074-0413	北海道雨竜郡幌加内町雨煙内		0165-35-2063	090-1645-0184
58	北海道 蕎麦会	会長 小島 裕樹	056-0021	北海道札幌市東区北二十一条東18-2-25		011-787-0775	080-4865-1230
59	旭川手打ちそば笑練会	会長 倉持 四郎	079-8419	北海道旭川市永山9条11-4-5		0166-47-7810	080-5599-7810
60	伊達手打ちそば愛好会	会長 菅原 哲雄	059-0272	北海道伊達市北黄金町66-20		0142-24-2494	090-5984-1972
61	ひらとり蕎麦同好会	会長 鈴木 茂	055-0107	北海道沙流郡平取町本町103-29	事務局 阿部 正子	01457-2-2878	01457-2-2878

東日本支部

1	喜多方市	市長 遠藤 忠一	966-8601	福島県喜多方市御清水東7244-2 喜多方市役所 観光交流課		0241-24-5237	
1	うつくしま蕎麦王国協議会	会長 首野 伸是	970-8043	福島県いわき市中央台鹿島2-40-4 なごみ庵内	事務局 安部 雅信	0246-31-2820	090-7070-3387
2	会津そば塾	代表 唐橋 宏	965-0034	福島県会津若松市上町2-34		0242-27-5568	090-8787-3675
3	会津磐梯そば道場	代表 長谷川 徹	969-3301	福島県耶麻郡磐梯町磐梯字十王堂2038		0242-73-3436	
4	ふるさと寒河江そば工房	会長 鈴木 俊一郎	990-0523	山形県寒河江市八郷字川原919-6 JAさがえ西村山さくらんぼ会館内	松田 伸一	0237-86-1811	070-5475-2433
5	栃木のうまい蕎麦を食べる会	会長 芳田 時夫	321-0972	栃木県宇都宮市下川俣町208-27	事務局長 古滝 元三	028-662-0725	090-5219-7120
6	会津山都そば協会	会長 鈴木 勝	969-4133	福島県喜多方市山都町広藤田2432-1 会津山都そば道場 蕎麦館 内	事務局 佐藤 拓也	0241-38-3075	090-4042-9084
7	たかばやし蕎麦研究会	会長 君島 照明	325-0107	栃木県那須塩原市高林98		0287-68-0027	
8	会津田島御蔵入そばの会	代表 皆川 洋一	967-0004	福島県南会津郡南会津町田島字田島柳6-1 (株)奈良屋内	事務局 猪股 裕一	0241-62-0156	090-1463-7519
9	群馬奥利根連合そば会	会長 佐藤 和雄	378-0041	群馬県沼田市榛名町2896	事務局長 山田勝	0287-23-4624	080-5452-5193
10	蕎麦打ち道場 一寿の会	代表 板垣 一寿	959-2477	新潟県新発田市下小中山1024-15		0254-33-3480	090-8853-1682
11	太田こだわり蕎麦の会	代表 加藤 志伸	373-0036	群馬県太田市由良町1390-4	鈴木 摩咲子	0276-31-0679	080-3007-7576
12	青森県そば研究会	代表 佐藤 重一	039-2406	青森県上北郡東北町旭北4-967-1		0176-56-5575	090-9089-0857
13	いわきそば塾	塾長 根内 一彰	970-1143	福島県いわき市好間町小谷作字樋口66		0246-36-2657	080-1844-2770
14	青葉手打ちそば教室 青蕎会	会長 渡邊 義昭	981-3214	宮城県仙台市泉区館1-5-15		022-379-4594	090-2955-5125
15	大島そば同好会	会長 橋本 正希	963-8025	福島県郡山市桑野4-14-9		024-957-3744	090-8253-4033
16	伊勢崎蕎麦ゆうゆう会	会長 荻原 久和	372-0831	群馬県伊勢崎市山王町1196	事務局長 青木 清	0270-24-7703	080-1097-1889
17	安積そば同好会	会長 高橋 久	963-0118	福島県郡山市安積北井2-250		024-945-9426	090-6225-3305
18	宮城手打ちそば研究会	会長 水野 敏雄	981-3332	宮城県富谷市明石台3-3-16		022-351-2691	090-2950-7347
19	石川そば同好会	会長 近内 康	963-7843	福島県石川郡石川町屋敷ノ入155-1	副会長 増子 勝昭	0247-26-2626	090-5849-8787
20	郡山西地区そば打ち団体連合会	代表 高橋 寛之	963-0209	福島県郡山市御前南3-24	工藤 信一	024-966-2226	
21	とちぎ蕎麦和会	会長 小林 光明	329-0530	栃木県河内郡上三川町天神町21-2	齋藤スミ	028-553-7518	090-4366-6557
22	郡山そば同好会	代表 渡辺 樹太郎	969-1302	福島県安達郡大玉村玉井字出新田23-3	武田 藤男	024-348-3734	090-8424-3131
23	そば始め会	会長 高橋 良二	948-0134	新潟県十日町市上新井104-2	事務局 関口 真人	025-768-3031	090-2240-4807
24	手打ちそばときわ会	会長 吉田 忠	963-4602	福島県田村市常葉町常葉字長縄107-1		0247-77-2671	090-2368-2272
25	仙台一番町そば塾	代表 日野 浩一	980-0823	宮城県仙台市青葉区桜ヶ岡公園4-1-813		022-221-1760	080-3323-4157
26	結乃會	会長 斉藤 巖	961-8091	福島県西白河郡西郷村熊倉字折口原226	事務局 森下 富夫	0248-25-2563	090-9531-9965
27	越後ながおかせそばの会	会長 高木 貞男	940-0133	新潟県長岡市巻淵1-9-54	事務局長 小林 文雄	0258-53-6024	090-2172-7980
28	山形県庁そば研究会	会長 丹野 寛之	992-0118	山形県米沢市上新田953	幹事長 黒田 英昭		090-3362-6368
29	蓬田村そば打ち研究会	会長 山館 建	030-1212	青森県東津軽郡蓬田村阿弥陀川字汐干23-2	事務局 森 喜壽郎		090-7064-6538
30	水神蕎麦	会長 一ノ瀬 龍治郎	981-1243	宮城県名取市高館川上五性寺71-1			080-2803-7943
31	ふくしまマスター11期生そば打ち愛好会	代表 齊藤 房幸	960-8212	福島県福島市道前8-13		024-531-8330	090-2604-5118
32	うつのみや 和楽の会	会長 堀内 信夫	321-0125	栃木県宇都宮市御田長島町362-1	事務局 柳田 博己	028-655-3435	
33	福島手打ちそばの会	会長 富田 美都男	960-0261	福島県福島市飯坂町中野字奴内31-3		024-542-0524	090-2275-7815
34	蕎麦道場 かたり舎	代表 志小田 勝雄	989-2111	宮城県亶理郡山元町坂元字新中永窪22-7		0223-38-1652	
35	清原手打ちそばの会	会長 鈴木 孝行	321-3236	栃木県宇都宮市竹下町359-21		028-667-6680	080-1142-9178
36	一水蕎麦塾	代表 松沼 孝	323-0007	栃木県小山市松沼432		0285-37-0158	090-9683-2272
37	おくにの郷	会長 齋藤 忠市	966-0022	福島県喜多方市熊倉町雄国字村中丙590	武藤 治吉	0241-25-7722	090-3642-0591
38	さの蕎麦の会	会長 石川 明秀	327-0843	栃木県佐野市堀米町1322		0283-22-4803	080-5493-5071
39	蔵ノ街蕎麦会	代表 布施 文二	328-0024	栃木県栃木市樋ノ口町46-9		0282-22-5275	090-3319-5279
40	小原田そば同好会	会長 佐藤 信義	963-8835	福島県郡山市小原田4-8-11		024-144-4001	090-6624-0344
41	そば塾花かつみ	代表 山口 仁	963-8001	福島県郡山市大町2-15-2 ハートビル4階	幹事長 小野 常夫	024-934-5019	090-2793-2749
42	下野そばの会	会長 田部井 武	320-0851	栃木県宇都宮市鶴田町546-87	阿部 成史	028-636-3888	090-8005-4784
43	しらさぎ蕎麦会	会長 尾島 洋二	329-0607	栃木県河内郡上三川町西汗1684-20	宇塚 義夫		090-3335-6487
44	水石そば打ち愛好会	会長 木田 比登志	970-1152	福島県いわき市好間町好間字田中57			080-1690-2464
45	岩手県手打 そばの会	会長 遠山 長守	028-5221	岩手県二戸郡一戸町小島谷字中屋敷36-3		0195-34-2743	090-3124-8155

首都圏支部

1	桜流蕎麦打ち研究会	会長 高崎 満	115-0053	東京都北区赤羽台4-17-18-911	事務局長 松本 一夫	03-3900-0201	
2	江戸流手打ち蕎麦 鶴の会	会長 齊藤 富士雄	121-0061	東京都足立区花畑4-11-6	事務局長 加藤 等	03-3883-0584	080-1223-5117
3	さいたま蕎麦打ち倶楽部北本	会長 鈴木 光雄	364-0033	埼玉県北本市本町2-24	幹事長 福島 克季	048-592-0534	090-7019-4112
4	いばらき蕎麦の会	会長 人見 實徳	313-0103	茨城県常陸太田市下宮内町820	事務局長 野上 公雄		090-4057-1838
5	江戸流手打ちそば青山学舎	会長 渡辺 健晴	270-1154	千葉県我孫子市白山2-6-11		04-7185-4535	080-5439-5179
6	江戸流手打ちそば二・八の会	代表 安井 良博	351-0103	埼玉県和光市諏訪原団地2-9-204	久保 洋治		090-8743-3376
7	千葉県そば推進協議会	代表 石橋 ちず江	260-0006	千葉県千葉市中央区院内1-1-5 株昭和広告社内	事務局 和田 光司	043-225-4114	
8	千葉手打ち蕎麦の会	代表 勝山 富江	284-0001	千葉県四街道市大日915-18	事務局長 溝口 憲司	043-420-2233	090-3238-1575
9	いわせ蕎麦の会	代表 若林 正美	309-1347	茨城県桜川市富谷1096	事務局長 菱沼 良之	0296-75-3603	090-8104-9438
10	さくら蕎麦の会	代表 杉山 忠秋	285-0858	千葉県佐倉市ユウカリが丘7-32-1-506	柳鶴 暁	043-489-1161	090-4677-0971
11	TOKYO蕎麦塾	塾長 藤澤 剛	188-0003	東京都武蔵野市吉祥寺南町2-11-16-202	水上 博明	0422-26-5765	090-6105-3532
12	手打ちそば教室 蕎麦善	代表 鴨井 孝	345-0047	埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台東1-13-11		048-478-8022	090-4545-0307
13	蕎麦の会 藤	代表 横山 忠弘	345-0043	埼玉県北葛飾郡杉戸町下高野233-3		0480-35-0380	090-4957-5371
14	江戸流手打ちそば 鶴翁の会	代表 土屋 晴右	132-0014	東京都江戸川区東瑞江2-60-29		03-5666-2808	090-3228-3402
15	蕎麦喰地蔵尊 蕎麦打ち会	代表 畑 貞則	158-0087	東京都世田谷区玉堤2-10-17-104	事務局 石垣 佳之	03-3701-9041	090-3061-6420
16	江戸流手打ち蕎麦 鶴合之衆	代表 小野 マサル	300-1207	茨城県牛久市ひたち野東4-29-6	事務局 目黒 貞男	029-871-6748	090-8046-9058
17	NPO法人手打ちそば道場新宿村	代表 佐藤 和雄	179-0081	東京都練馬区北町8-27-9 北町ロイヤルハウス101		03-6912-3779	080-5017-9011
18	江戸流手打ち蕎麦 轟そばの会	会長 田仲 悦朗	274-0073	千葉県船橋市田喜野井6-36-7		047-467-7915	090-6547-7457
19	東京そばの会	会長 小池 晃	132-0014	東京都江戸川区東瑞江1-52-4		03-3677-5934	090-3544-4689
20	彩蕎一門会	代表 樽見 二三男	349-1111	埼玉県久喜市北広島623-3		0480-52-6486	090-2406-5931
21	神奈川そばフォーラム	会長 廣武 照明	223-0062	神奈川県横浜市港北区日吉本町3-29-22-602	副会長 石田 紀雄	045-561-8630	090-4018-6067
22	そば塾 彩蕎庵	会長 安田 武司	345-0047	埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台東1-9-9	事務局長 小川 喜久次	0480-32-4399	080-1057-4426
23	日本橋そばの会	会長 兼城 健	114-0032	東京都北区中十条1-16-7		03-6454-3530	090-3135-2583
24	恒持庵	会長 坂本 始喜	369-1871	埼玉県秩父市下影森509	新井 辰信	0494-23-3899	090-9305-2247
25	手打ちそばサークル悠遊	会長 中井 吉弘	343-0041	埼玉県越谷市千間台西4-25-13	代表幹事 石田 任吾	048-974-4972	090-3200-8778
26	桃園そば打ち会	会長 田中 博文	164-0011	東京都中野区中央5-44-1		03-3381-7401	080-3537-1218
27	けやき蕎麦打ち同好会	会長 中山 攻	344-0022	埼玉県春日部市大畑747-20		048-734-5162	090-3208-2545
28	伊勢原蕎麦打ち倶楽部	代表 鈴木 一夫	259-1111	神奈川県伊勢原市西富岡5-8	事務局長 齊藤 聡	0463-91-0666	090-8103-4606
29	常陸そばの会	会長 渡邊 公朋	310-0836	茨城県水戸市元吉田町186-5	事務局長 小林 茂		090-2200-5341
30	こもれび蕎麦の会	代表 原田 裕治	270-1131	千葉県我孫子市都都41-9		04-7185-1001	090-1532-5501
31	洋子蕎麦打ち倶楽部	会長 常世田 洋子	344-0117	埼玉県春日部市金崎1969-9	事務局 常世田 周治	048-745-1232	090-1796-7169
32	しらこぼと蕎麦打ち会	会長 小早川 実	343-0002	埼玉県越谷市平方1220-61220-6		048-974-0879	090-1768-0093
33	匠達そばの会	会長 田中 布実子	289-2102	千葉県匠達市榎1020-18	事務局長 小林 二三男	0479-72-3704	
34	我孫子そばの会	会長 星崎 輝夫	270-1123	千葉県我孫子市日秀30-3		04-7187-0370	090-5197-4847
35	武蔵野そばの会	会長 小尾 隆	188-0014	東京都西東京市芝久保町3-19-4		042-466-0781	090-2622-7058
36	そばネット雷門そび倶楽部	代表 藤間英雄	332-0012	埼玉県川口市本町4-7-21 オーベル川口本町 803	事務局 萩原敏彦		
37	古河手打ち蕎麦の会	会長 大島 實	306-0001	茨城県古河市静町38-2	事務局 柳沼 保之	0280-32-1007	090-5992-8623
38	所沢蕎麦打ち会	代表世話人 岸 正明	359-0021	埼玉県所沢市東所沢3-19-4-303		04-2945-9019	090-1203-9494
39	そばの会 小町	代表 小林 孝雄	300-1206	茨城県牛久市ひたち野西2-8-19		029-856-0864	<b>090-856-0864</b>
40	上尾手打ちそば研究会	会長 川口 雄	362-0022	埼玉県上尾市瓦葺1752-5		048-721-6770	090-9522-5736
41	さいたま日本蕎麦愛好会	会長 田中 浩三	338-0001	埼玉県さいたま市中央区上落合7-6-12		048-858-1060	090-3094-7085

中日本支部

1	南砺市	市長 田中 幹夫	939-1892	富山県南砺市城端1046 南砺市役所 交流観光まちづくり課	齋塚 晃世	0763-23-2019	
1	信州松本そば推進協議会	代表 新保 力	390-8539	長野県松本市島立800 (株)市民タイムス	吉田 誠	0263-47-7777	080-1201-9814
2	越前そば道場	道場主 中山 晴夫	918-8007	福井県福井市足羽1-15-16	笈田 信幸	0776-35-3742	090-2090-6148
3	そば処 もえぎ野	代表 武田 修	390-1104	長野県東筑摩郡朝日村古見278		0263-99-3004	090-3584-3281
4	富山そば研究会	会長 森 一夫	939-8201	富山県富山市花園町1-9-8		076-422-0781	
5	ネバーランドそば打ち研究会	代表 大西 正	471-0044	愛知県豊田市新町4-3-14		0565-34-4410	090-4252-6516
6	やつおそば大楽	代表 青山 豊	939-8184	富山県富山市二俣新町111		076-429-3412	090-5172-3920
7	(株)高山製粉	代表取締役 高山 猛英	392-0015	長野県諏訪市大字中洲465-3		0266-52-1245	
8	遠州浜松 そば道場	代表 大森 正人	430-0856	静岡県浜松市中区中島1-31-1		053-463-2879	090-1982-3092
9	越中そばを楽しむ会	代表 水口 良山	930-0032	富山県富山市栄町2-2-16		076-423-2534	090-3763-8723
10	南砺利賀そば研究会	代表 浦辻 一成	939-1361	富山県南砺市平成町6-4			090-2373-5595
11	とこなめそば打ち道場	代表 小林 重森	479-0852	愛知県常滑市神明町1-150-3		0569-43-2261	090-7682-8011



12	NPO法人越前みやまそば元気の会	理事長 松村 公男	910-2214	福井県福井市福島町7-15-1	事務局 北川 健		090-4327-3314
13	手打ちそば仲間倶楽部	代表 小笹 富貴子	463-0051	愛知県名古屋守山区小幡太田1-8 アパホテル小幡5-1108			090-2134-1272
14	NPO法人信州そばアカデミー	理事長 赤羽 章司	399-0705	長野県塩尻市広丘堅石23-22		0263-54-2943	
15	ふくいそば打ち愛好会	代表 田中 高二	918-8011	福井県福井市月見4-7-19		0776-35-8143	090-2127-6973
16	信州そば打ち美蕎麦交流会	代表 中野 和朗	399-0703	長野県塩尻市広丘高上1313-1	事務局長 大和 丞次		090-4180-4799
17	新川学びの森そば打ち愛好会	代表 藤森 芳憲	937-0012	富山県魚津市東尾崎3538-2		0765-31-7938	090-1392-2293
18	上市そば道場	道場長 深澤 由紀子	931-8403	富山県富山市田畑1021-6	事務局長 杉原 照美		090-438-4113
19	飛騨市そば振興組合	組合長 川嶋 久尚	509-4201	岐阜県飛騨市古川町数河1885-1 そば処さごう内	事務局 宮沢 弘		090-1552-1278
20	立山そば倶楽部	代表 越 隆典	930-0046	富山県富山市堤町通り1-1-28 シティハウス富山西町 704	事務局 北野 数間	076-413-3167	080-4253-3167
21	黒部そば道楽	会長 能島 岩男	938-0004	富山県黒部市飯沢522	事務局長 岡島 茂	0765-57-0644	090-2030-2428
22	白山蕎麦倶楽部	会長 笹津 剛	920-2373	石川県白山市河合町ハ55-1		076-254-2503	090-2125-2247
23	信州蕎麦の会	代表 山川 豊	390-0304	長野県松本市大村595-1		0263-46-4885	090-2226-5280
24	木島平村名水火口そばの会	会長 内藤 克彦	389-2302	長野県下高井郡木島平村往郷3613-0 (財)木島平村農業振興公社		0269-82-4410	
25	中日本メンズ(麺's)クラブ	会長 荒井 靖博	460-0003	愛知県名古屋市中区錦2-18-19 三井住友銀行名古屋ビル10階 中日本高速道路 国際・技術事業部技術事業課	大竹 基広	052-222-1738	090-9842-0230
26	和そば打ち道場	会長 猪口 八洲彦	470-3233	愛知県知多郡美浜町奥田字大庭40-1		0569-87-0330	090-2921-0663
27	農業生産法人(株)かまくらや	代表取締役 田中 浩二	390-0852	長野県松本市島立454-1		0263-87-7101	090-3142-5773
28	信州中野蕎麦文化普及会	会長 出澤 京子	389-2101	長野県中野市豊津2441-4		0269-38-2021	
29	いじだ二八会	代表 佐々木 隆彦	395-0822	長野県飯田市松尾寺所6918-3		0265-22-4999	090-4463-4739
30	三ツ峠そば打ち愛好会	代表 中村 常実	403-0022	山梨県南都留郡西桂町小沼226-3		0555-25-2836	090-1264-4227
31	のいち蕎麦倶楽部	会長 岡田 有人	921-8833	石川県野々市市藤平144-5		076-248-1761	090-4328-7454
32	蕎麦道場 大瀬庵	代表 大瀬 渡	390-1131	長野県松本市今井5964-7			090-4066-8835
33	そば工房 赤松塾	代表 赤松 年加津	916-0024	福井県鯖江市長泉寺町8-5-1		0263-59-2153	090-1317-5710
34	九頭龍工房富山そば道場	代表 吉川 重治	935-0005	富山県氷見市栄町6-13	田上 政輝		090-2978-8730
35	NPO法人 越前そば連合	理事長 安久 義二	918-8203	福井県福井市上北野2-20-25	五十嵐 久隆	0776-54-2618	090-3291-7964
36	蕎麦庵	会長 加納 伸二	910-2163	福井県福井市栢泉町28-3-5	野田 晋三	0776-41-0971	090-7087-9809
37	金沢湯涌そばの会	会長 道下 昭夫	920-1154	石川県金沢市太陽が丘2-190		076-224-5892	090-7589-3741
38	信州 長和蕎麦会	会長 竜野 俊彦	386-0603	長野県小県郡長和町古町2908-1		0268-68-3016	090-1892-8576
39	そばくらぶ信濃二八会	代表 高橋 英俊	381-0082	長野県長野市上駒沢64-1		026-296-1476	090-2654-4870
40	信州蕎麦打ち研究会	会長 木曾 茂	385-0051	長野県佐久市中込2340-2	事務局長 神津 忠治		090-3585-5511
41	蕎麦工房 サガミ	代表 伊達 拓	490-1436	愛知県海部郡飛島村竹之郷6-167 (株)サガミフード		0567-55-0703	090-1481-1623
42	信州そば道場	代表 田中 崇喜	399-0004	長野県松本市市場7-7		0263-27-7576	090-4840-2264
43	石川蕎麦愛好会	代表 志村 邦夫	921-8106	石川県金沢市十一屋町5-33	副会長 武村 理	076-244-5088	080-3045-7494
44	白馬そば塾	代表 野々山 美樹	399-9211	長野県北安曇郡白馬村神城22203-178		0261-75-3035	090-8326-4937

西日本支部

1	いなべ市	市長 日沖 靖	511-0498	三重県いなべ市北勢町阿下喜31 いなべ市役所	市長 日沖 靖	0594-86-7832	
1	永沢寺そば道場	代表 和田 良三	669-1502	兵庫県三田市永沢寺76	堀田 美佐	079-566-0053	
2	NPO法人 泉北そば打ち普及の会	代表 脇家 武彦	590-0074	大阪府堺市堺区北花田口町3-2-13 綿利そば製粉内		072-298-4232	090-8168-8617
3	京阪奈蕎麦打倶楽部	代表 安永 孝	619-0232	京都府相楽郡精華町桜が丘4-10-11		0774-72-6051	090-8532-5060
4	七望流そば道場	代表 望月 興博	586-0092	大阪府河内長野市南貴望ヶ丘1-21 麵坊蕎麦博麵工房内		0721-54-6558	
5	宝塚 専心会	代表 小林 朗子	665-0868	兵庫県宝塚市中山荘園1-7		0797-86-8803	090-3487-9388
6	神戸手打ちそばの会	会長 片野 光詞	669-1547	兵庫県三田市富士が丘3-8-12		079-559-4518	090-3704-9578
7	堺そば打ち教室	代表 吉川 勉	599-8126	大阪府堺市東区大美野97-16		072-220-5275	090-2115-9004
8	播州そばの学校	主宰 山下 義宣	671-0232	兵庫県姫路市御国野町御着1070-7	事務局 福永 浩三	079-228-1786	080-1463-0421
9	大阪狭山手打ち そば会	代表 大塚 順弘	589-0023	大阪府大阪狭山市大野台4-28-13		072-366-8170	090-7762-4323
10	永沢寺そば打ち愛好会	代表 牧野 功	573-1176	大阪府枚方市渚東町20-18		072-847-7817	090-4647-5725
11	なにわ天下茶屋そば打ち倶楽部	代表 降旗 拓也	558-0041	大阪府大阪市住吉区南住吉4-12-24		06-6606-0780	090-8216-3037
12	広島備後そばの会	代表 横山 哲美	729-3602	広島県神石郡神石高原町永野3087		0847-86-0034	090-7127-6418
13	いなそば生粉打ち体験道場	代表 林 みつ子	666-0224	兵庫県川辺郡猪名川町万善宇竹添70-1		072-767-8600	
14	宝塚そば打ち同好会	代表 福田 治臣	665-0025	兵庫県宝塚市ゆづり葉台2-12-21		0797-73-8686	
15	ゆかいな麺々	代表 内藤 能民	675-2311	兵庫県加西市北条町横尾217		0790-42-2183	090-3038-8622
16	茨木蕎麦打ち倶楽部	会長 竹中 豊彦	567-0041	大阪府茨木市下穂積2-4-13		072-623-1683	090-4491-9170
17	平尾台手打ちそば倶楽部	代表 丸山 一政	800-0232	福岡県北九州市小倉南区枅網東4-13-10		093-472-3626	090-7397-0100
18	いなべ市蕎麦打ち同好会「雅」	会長 清水 隆徳	511-0211	三重県いなべ市員弁町松新田15-7	事務局 伊町 裕一	0594-46-6060	090-1416-8429
19	びわ湖手打ちそばの会	会長 徳本 恵治	525-0047	滋賀県草津市追分2-16-32			090-4646-4766
20	(株)豊稔企販	代表 光山 慎二	673-0452	兵庫県三木市別所町石野2-52		0794-83-6600	090-2102-4310
21	山口そば遊人会	代表 阿部 進	747-0056	山口県防府市古祖原20-15 三洋興産(株)内		0835-22-3344	090-3889-0519



22	下河内の里山を守る会	代表 橋本 三保	519-3292	三重県北牟婁郡紀北町東長島769番地1	事務局 紀北町役場商工観光課		090-2261-0177
23	はりまの国産道倶楽部	委員長 岡本陸晴	679-2304	兵庫県神崎郡市川町下瀬加1007-2		0790-27-0243	090-1598-4807
24	そば塾すゝか	会長 清水 啓二	510-0206	三重県鈴鹿市稲生こがね園4-1	事務局 清水 啓二	059-388-5346	090-9922-7809
25	備中そばりえの会	会長 石川 基	719-2402	岡山県高梁市巨瀬町91		0866-29-3339	
26	備後蕎麦会	会長 平木 清行	721-0973	広島県福山市南蔵王町5-5-28	高橋宏明	084-943-2865	090-8245-7579
27	多賀そば地域協議会	会長 尾谷 忠之	522-0341	滋賀県犬上郡多賀町多賀230-1 多賀町商工会	木下 博幸	0749-48-1811	090-3036-0675
28	みえきた手打ちそば同好会「蕎麦友会」	会長 坂口 正人	511-0431	三重県いなべ市北勢町別名582-1		0594-72-3105	090-1563-6141
29	広島そば打ち倶楽部	会長 前浜 静男	730-0852	広島県広島市中区猫屋町3-1-1404		082-292-5240	090-7776-3009
30	あかしそば愛好会	会長 辻 秀子	674-0072	兵庫県明石市魚住町長坂寺1179-3		078-947-5916	090-1148-7916
31	和泉蕎麦倶楽部	代表 高妻 俊作	651-1145	兵庫県神戸市北区惣山町4-16-6		078-594-6954	080-5363-6954
32	植田塾そば打ち倶楽部	代表 長谷川 勝	561-0801	大阪府豊中市曾根西町4-8-25 エルコート豊中曾根西町302		06-6841-1117	090-3038-9032
33	名塩そば打人	代表 芋野 智生	665-0845	兵庫県西宮市名塩ガーデン4-16	嶋原秀男	0797-62-1136	090-3058-5010
34	NPO法人フードラボ 蕎麦打ち部	代表 砂野 信	530-0016	大阪府大阪市北区中崎3-4-22 グレンパーク梅田北509		06-4802-4664	090-7760-6610
35	祇園蕎麦塾	代表 鳴戸 浩	615-0815	京都府京都市右京区西京極中沢町1-13 サンシティ2-804		075-325-5113	080-2444-6910
36	松阪そば打ち同好会	会長 浜口 幸男	515-0803	三重県松阪市町平尾町859-2		0598-51-9969	080-8259-4703
37	播磨蕎麦の会	会長 小林 美香	675-2312	兵庫県加西市北条町北条639-17	会長 福和博	0790-42-3492	
38	備前三たて会	理事長 萩原 唯司	701-2503	岡山県赤磐市周匝1025-1	事務局 清水 紀子	086-954-0415	090-1014-0876
39	そば津うなかも 福朗会	代表 水谷 隆夫	514-0028	三重県津市東丸之内14-7 マンション光洋 C-11	事務局 潤田 朋子		090-2772-3741
40	河内そば打ち会	会長 齊藤 晴美	586-0094	大阪府河内長野市小山田町1250-26		0721-56-6048	090-7557-1135
41	三重そば結の会	会長 松永 和義	511-0208	三重県いなべ市員弁町坂東新田94-11		0594-41-2550	080-1899-4190
42	西宮そば打ち同好会	会長 土井 茂弘	663-8102	兵庫県西宮市松並町1-3-602	事務局長 村上貞喜	0798-42-8800	070-5435-7414
43	尾道そば道場	代表 篠原 美文	729-0141	広島県尾道市高須町甲4535		0848-47-4389	080-8243-0515
44	ニコニコそば打ち同好会	代表 中林 朋子	551-0002	大阪府大阪市大正区三軒家東1-7-4-405			090-1505-9182
45	山陽手打ち蕎麦の會	代表 土井 陽子	710-0132	岡山県倉敷市藤戸町天城529-6	事務局長 横山 生長	0797-31-2506	090-5907-8212
46	淡海そば打ち倶楽部	代表 大沼 健太郎	520-0033	滋賀県大津市大門通2-19		077-510-1552	090-7499-2684
47	島本蕎麦打ち倶楽部	代表 大佛 喜富	618-0015	大阪府三島郡本町青葉2-5-14		075-961-1667	090-7551-9473
48	伊勢手打ちそばの会	代表 伊藤 道弘	516-0014	三重県伊勢市桶町150-5		0596-22-4984	080-3647-0762
49	伊佐手打ちそば倶楽部	会長 時任 俊明	895-2813	鹿児島県伊佐市菱川南浦1042-17		0995-26-3292	090-9579-6411
50	そばうちらぶ わくわく	代表 米田 隆一	590-0983	大阪府堺市堺区山本町1-20-1-115			080-3868-6402
51	三原そばの会	会長 小野 勝	723-0065	広島県三原市西野2-18-18		0848-62-7462	090-2867-0531
52	六甲益田屋そば打ちの会	会長 石本 英司	678-0805	兵庫県高砂市米田町米田685-5			090-1158-8739
53	熊野古道そばネット	代表 奥田 成子	519-3205	三重県北牟婁郡紀北町長島1228			090-5036-6525
54	おいしい蕎麦塾ヤン	塾長 梁 承烈	800-0257	福岡県北九州市小倉南区湯川5-8-30-105		093-952-0451	090-9602-1521
55	かわごえ蕎麦塾	代表 水谷 豪	510-8122	三重県三重郡川越町豊田439		059-364-6116	090-9922-8324
56	内子蕎麦倶楽部	会長 亀田 強	791-3343	愛媛県喜多郡内子町石畳2910	副会長 寶泉 武徳	0893-44-5870	090-7142-5054
57	岡山そばの楽校	代表 川西 宗夫	719-1142	岡山県総社市楽2177		0866-37-1078	090-7126-7536
58	加古川ウェルネスパーク	代表 松田 真一	675-0058	兵庫県加古川市東神吉町天下原370	堀池 正男	079-433-1100	090-5649-3795
59	やんばる手打ちそば倶楽部	会長 宮城 久美子	905-1311	沖縄県大宜味村字塩屋506			090-3070-5206
60	東広島そばの会	会長 吉岡 広貴	739-2106	広島県東広島市高屋町稲木291-143			080-9799-1411
61	播磨屋蕎麦之介	代表 小林 美香	679-0103	兵庫県加西市別府町丙35-1		0790-47-1641	090-9059-8207
62	わいわい芸備蕎麦塾	会長 入江 一統	729-5127	広島県庄原市東城町栗田1303			090-1992-6900
63	讃岐蕎麦道場	代表 岸本 直子	570-0096	大阪府守口市外島町6番 西1-1812			090-1025-1058
64	福戎そば会	代表 諏訪 芳一	671-1234	兵庫県姫路市網干区新在家363-46			090-3050-0443
65	ゆかいな麵々 姫路	代表 権代 直樹	671-0251	兵庫県姫路市花田町上上田131-7		079-253-0252	090-6064-3550
66	赤そばの会	代表 阿部和子	511-0506	三重県いなべ市藤原町長尾356-4		0594-46-4602	090-3153-7251

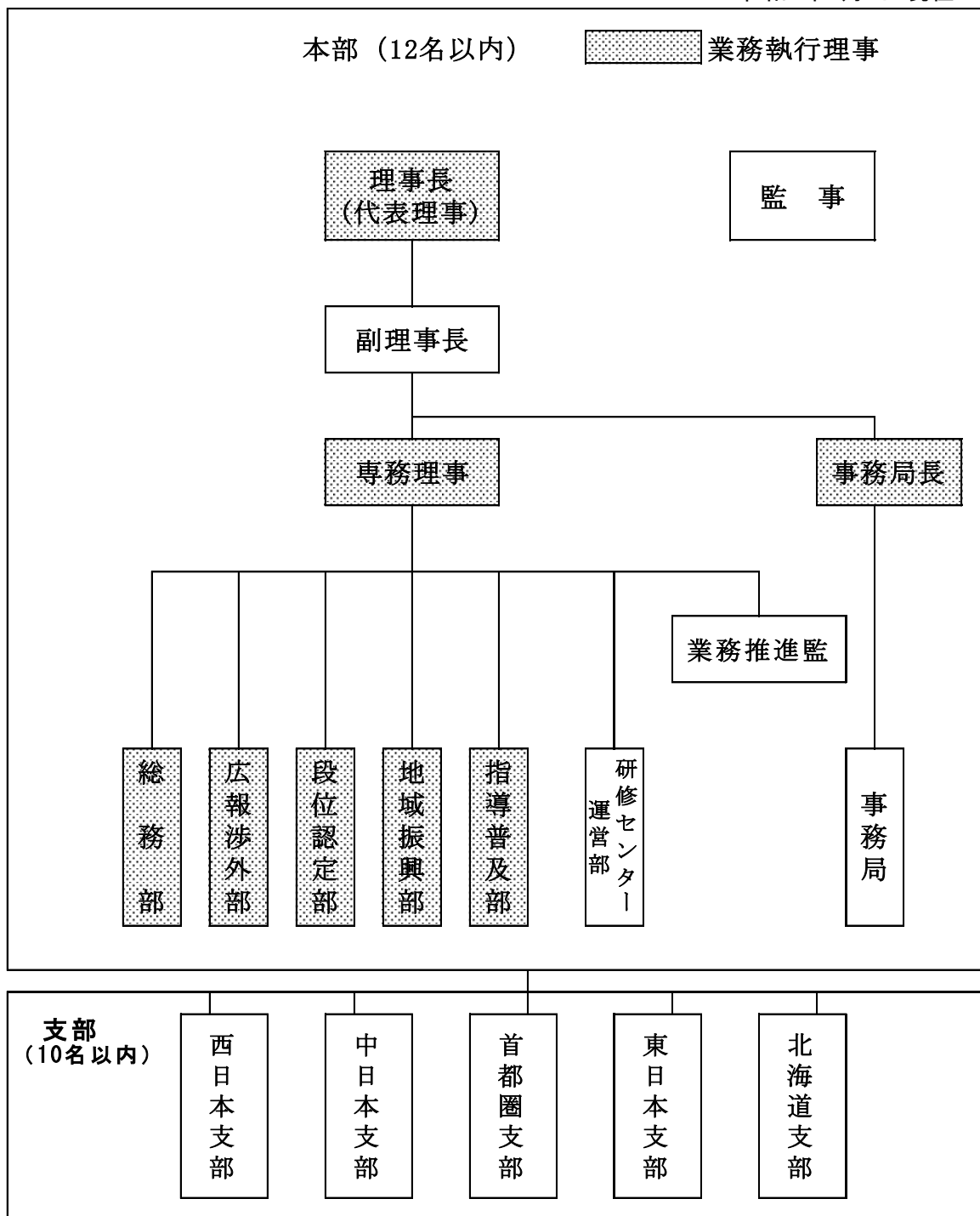
地方公共団体賛助会員・一般企業賛助会員

全国

1	塩尻市	市長 小口 利幸	339-0736	長野県塩尻市大門一番町12-2 えんぱーく内 塩尻市観光課		0263-52-0280	
2	広島県 北広島町	町長 箕野 博司	731-1795	広島県山県郡北広島町戸谷1088-1 北広島町役場豊平支所 産業振興係	表崎 崇樹	050-5812-1124	
3	愛媛県 内子町	町長 稲本 隆壽	791-3351	愛媛県喜多郡内子町五百木187 内子東自治センター	館長 寶泉 武徳	0893-43-0136	090-7142-5054
1	マサト販売	代表 脇田 漢	078-8234	北海道旭川市豊岡4条5-7-19		0166-73-4183	090-9522-1061
2	株式会社大熊商店	代表取締役 川田 晴一	003-0808	北海道札幌市白石区菊水八条3-11-23		011-821-2166	090-7653-8499
3	山加製粉株式会社	代表取締役 藤沢 和恵	061-3241	北海道石狩市新港西1-771-3		0133-75-9811	090-6479-0798
4	(有)中村豊蔵商店	代表取締役 中村要一	965-0003	福島県会津若松市一貫町八幡字坂下甲1402		0242-22-1554	090-1064-5011
5	(株)セキカワ	代表取締役 関川昌徳	959-1288	新潟県燕市燕3395-73		0256-62-5825	090-1692-6810
6	株式会社やまびこ	代表取締役 小山 美津雄	190-0033	東京都立川市一番町4-63-5	取締役工場長 福越 恵司	042-560-8921	090-8773-8908

# 全麵協 組織図

令和3年4月1日現在



## 一般社団法人 全麵協 令和3年度所掌事務分担

役 職	氏 名	所 掌 事 務	
理事長	中谷 信一	全体統括・指揮	
副理事長	板倉 敏和	理事長補佐・研修センター長	
	山本 剛	理事長補佐・国際交流	
	加藤 憲	理事長補佐・執行役員及び事務方調整 支部統括	
専務理事 兼事務局長	藤間 英雄	各部全体調整・事業全体統括・研修センター運営	
総務部長	横田 節子 (理事) (本部事務局員兼務)	事務方全般担当・文書管理・施設管理・給与・他 開発販売、海外交流、	
広報渉外部長	谷端 淳一郎 (理事)	企画・広報、広聴担当、出版 ホームページおよび広報、パンフレット等担当	
地域振興部長	赤羽 章司 (理事)	地域振興、社会貢献事業の推進	
業務推進監	高谷 晶美 (理事)	業務の進捗状況の数的管理と確認	
指導普及部長	井 敏朗 (理事)	研修センター技術指導専門・技術・技能指導	
段位認定部長	土屋 博一 (理事) (本部事務局員兼務)	段位認定事業全般に関わる運営管理	
研修センター運営部長	萩原敏彦(非理事) (本部事務局員兼務)	研修センター運営管理、セミナー企画施行	
各 部 副 部 長	総務部	仲山 徹(非理事) (首都圏支部)	部長補佐
	広報渉外部	砂野 信(非理事) (西日本支部)	部長補佐
	地域振興部	小林安晴(非理事) (北海道支部)	部長補佐
	指導普及部	穂山和久(非理事) (首都圏支部)	部長補佐
	段位認定部	谷 昇平(非理事) (本部事務局兼務) (首都圏支部)	部長補佐
	研修センター運営部	土屋照雄(非理事) (首都圏支部)	部長補佐 特に施設維持管理

一般社団法人全麺協 本部・支部事務局住所

<p style="text-align: center;"><b>一般社団法人 全麺協本部</b></p> <p>〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 2-4 麺業会館 4階 TEL 03-3512-7112 FAX 03-3512-7113 E-mail zenmen.honbu@gmail.com ホームページ <a href="http://www.zenmenkyo.com">http://www.zenmenkyo.com</a> 事務局長 藤間 英雄 総務部長 横田 節子 事務局員 土屋博一 萩原敏彦 谷昇平</p>
<p style="text-align: center;"><b>北海道支部</b></p> <p>〒073-0101 砂川市空知太東 1条 7丁目 1-2 6 TEL 0125-53-3457 FAX 0125-53-2588 E-mail zenmen.hokkaido@gmail.com 事務局長 丸山 勝孝</p>
<p style="text-align: center;"><b>東日本支部</b></p> <p>〒322-0002 栃木県鹿沼市千渡 1 9 4 9-8 7 TEL 090-7284-8481 (支部長 芳田時夫) 090-8682-6103 (事務局長 工藤 勉) FAX 028-667-0295 (工藤勉気付) E-mail zenmenhigashi2020@gmail.com 事務局長 工藤 勉</p>
<p style="text-align: center;"><b>首都圏支部</b></p> <p>〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 2-4 麺業会館 4階 TEL 070-1311-8773 FAX 03-3512-7113 (全麺協本部気付) E-mail zenmen.syutoken@gmail.com 事務局長 土屋 照雄</p>
<p style="text-align: center;"><b>中日本支部</b></p> <p>〒399-4431 長野県伊那市西春近 3 7 7 1-7 TEL 090-4370-7772 (事務局長 原 秀夫) E-mail zenmen.naka@gmail.com 事務局長 原 秀夫</p>
<p style="text-align: center;"><b>西日本支部</b></p> <p>〒590-0983 大阪府堺市山本町 1-2 0-1 アーバンビュー堺 1 1 5 TEL 080-3868-6402 (事務局長 米田 隆一) E-mail zenmen.nishi@gmail.com 事務局長 米田 隆一</p>

# 全麵協のそば道

## 【そば道の基本理念】

そば道は手打ちそばを通じて自らを高め  
心豊かで潤いのある人生を歩み社会に  
貢献することです

## 【そば道憲章】

1. 私たちは そば打ち技術を会得しその奥義を極めます
1. 私たちは そばの歴史と文化を学び次世代へと継承します
1. 私たちは そば打ちを通じて五感を磨き創造力を高めます
1. 私たちは もてなしの心を育み出会いと喜びに感謝します
1. 私たちは そば打ちを広め仲間とともに地域づくりに努めます
1. 私たちのそば道は 礼に始まり礼に終わります



## 一般社団法人 全麺協

【本部事務局】〒101-0051 東京都千代田区神田神保町2丁目4番地 麺業会館4階

TEL : 03-3512-7112 Eメール : zenmen.honbu@gmail.com

【研修センター】〒111-0035 東京都台東区西浅草2-8-10 フジコービル5階

